

目標 （2）各人権課題に対する施策の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」によって位置付けられた重要課題である女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、H I V感染者、ハンセン病患者、また、近年では、インターネットを通じた人権侵害、性的少数者の人権、災害時における人権への配慮など、新たな人権課題を含めた様々な人権課題について、法の下での平等、個人の基本的人権の尊重の視点から積極的な取組を行います。

1 女性

施策の方向	①人権尊重と男女平等が確保された社会づくり
	②女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶
	③政策・方針決定過程への女性の参画促進
	④ワーク・ライフ・バランスの推進
	⑤生き生きと暮らせる活力ある社会づくり

女性の人権問題とは、性に基づく不平等や差別、偏見、暴力などによって女性の人権と自由の享受が妨げられているという問題です。

男女平等についての取組は、女性の地位向上を目指し、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定めたことを契機に世界的な気運が高まり、昭和54（1979）年には女子差別撤廃条約が採択され、従来見過ごされてきた固定的な女性の役割、男性の役割という意識を変えていくこと、地域社会における慣行や習慣を見直すべきことが提言されるなど、女性の役割・権利についての認識が大きく進展してきました。

また、平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「女性の権利は人権である」とうたわれています。

国においては、平成11（1999）年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」）、同年に施行された「男女共同参画社会基本法」、平成13（2001）年施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」）、平成27（2015）年8月に制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）、令和元（2019）年5月には、「女性活躍推進法」等の一部が改正されるなど、各種法律や制度等が整備され、男女が社会のあらゆる分野で参画する機会の確保や男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

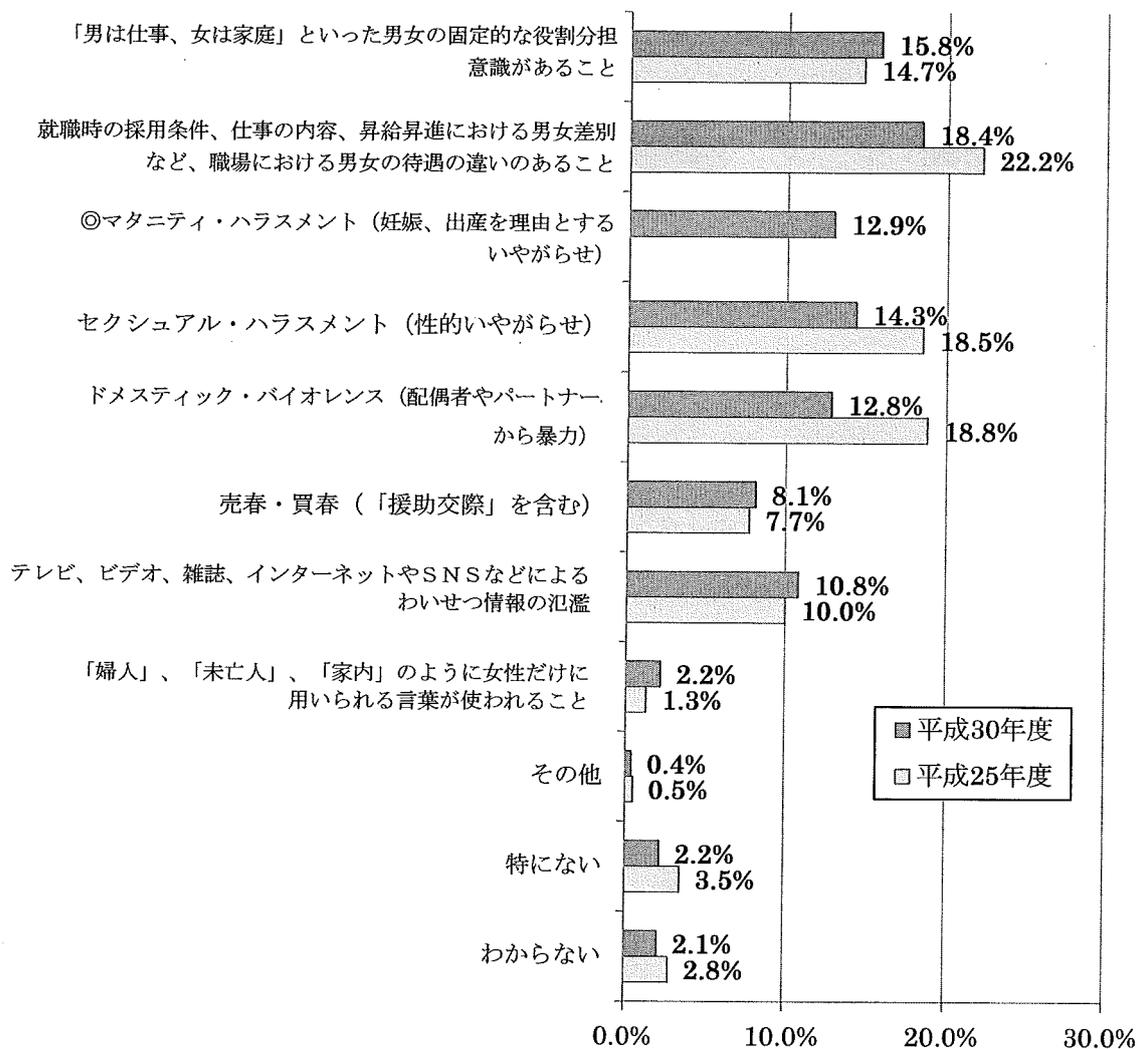
市では、平成8（1996）年に「フレッシュプランのだ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に様々な施策に取り組むこととし、その後計画期間の終了に合わせて、平成17（2005）年に「野田市男女共同参画計画」を策定し、平成21（2009）年度と平成26（2014）年度の改訂を経て、現在まで男女共同参画に関する諸施策を推進してきましたが、令和元（2019）年度の改訂で「第4次野田市男女共同参画計画」を策定し、（2020）年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組めます。

「人権意識調査」の結果では、「女性の人権に関することで、どのよう

なことが問題だと思いませんか」との問いに対して、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違いがあること」との回答が18.4%で最も多く、次いで「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担意識があること」が15.8%、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」が14.3%と高い関心が示されました。

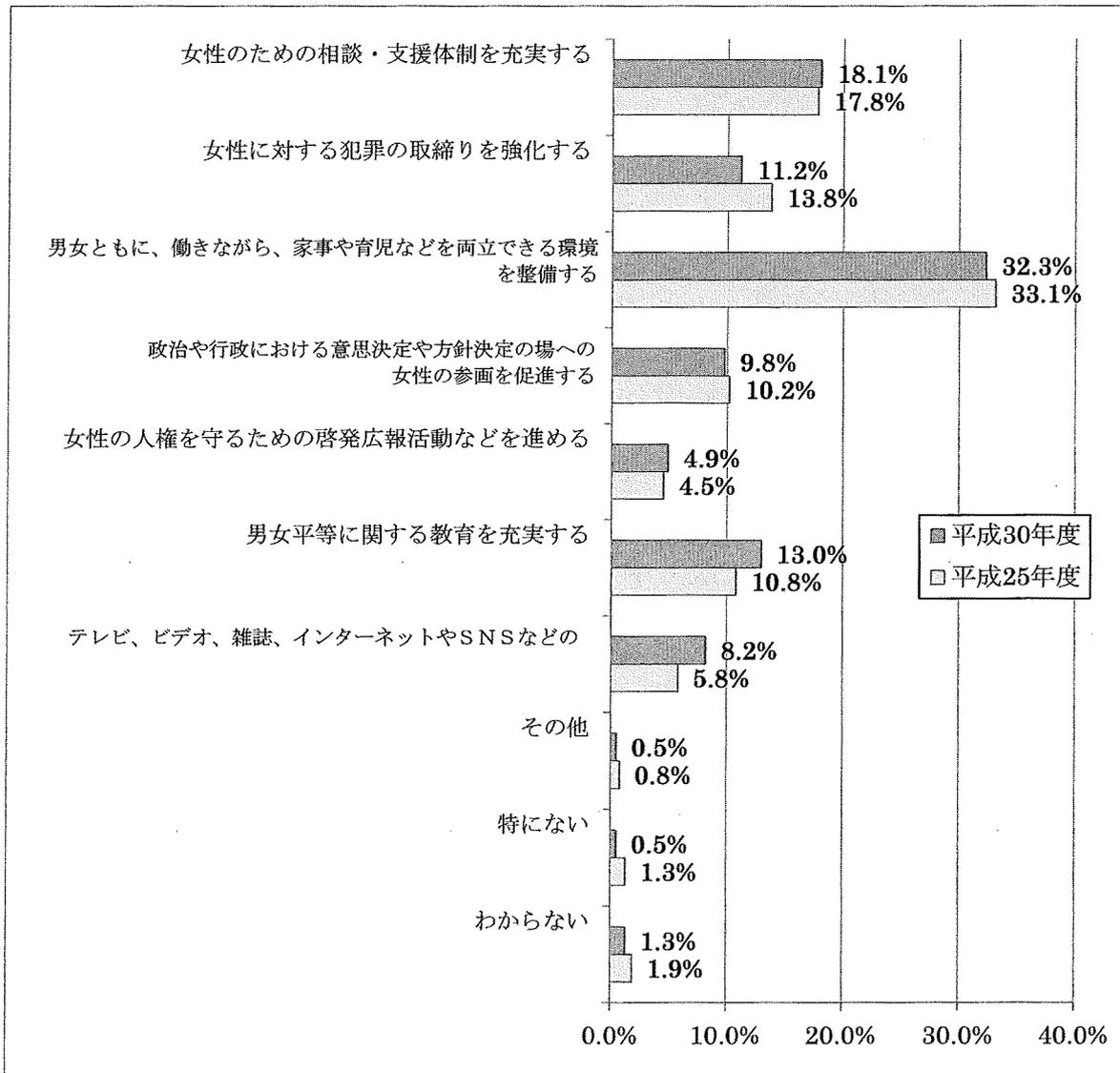
男女共同参画の視点に立った意識改革や女性（異性）に対するあらゆる差別や暴力がなくなる人権尊重に向けた施策の充実が課題となっています。

（問9）あなたは、女性の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いませんか。（複数回答） ◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問14）あなたは、女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

女性の様々な分野への参画、就労、仕事と家庭の調和、配偶者等からの暴力等において課題が残されています。また、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担意識は依然根強いものがあります。

こうした中、経済分野において、成長の担い手としての女性の活躍への期待が高まっており、仕事と生活、特に子育て、介護等との両立を進め、女性が活躍できる環境の整備が求められています。

ア. 意識啓発の充実

（担当課：人権・男女共同参画推進課、子ども家庭総合支援課、指導課、人事課）

現状・課題

「野田市男女共同参画計画」に基づき、男女がそれぞれに自立し、互いの人権を尊重する社会を作るためには、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において男女共同参画を推進する教育・啓発が重要です。

男女共同参画に関する講座やセミナー等については、より市民の関心を引くテーマや講師を選定するとともに、地域資源等を生かして幅広いテーマで男女共同参画につなげるような工夫を行い、参加者を増やすための取組が求められています。

また、急速なSNSの普及に伴い、若者の間で発生しているデートDVの低年齢化が進んでいることやモデルやアイドルのスカウトや高収入アルバイトへの応募をきっかけに性的な行為を強要されるなど、アダルトビデオ（AV）への出演強要や女子高生（JK）による接客を売りにした「JKビジネス」と呼ばれる、若年層の女性を中心に性的な被害を受ける問題が発生しており、今後、これまでの取組をどう拡大するかが課題となっています。

職場における女性への人権侵害行為であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントが問題となっており、企業などに対し、相談窓口の周知と整備を指導するとともに、職場研修を行うなどの防止対策の取組を働きかける必要があります。

取組の方針

職場における女性への人権侵害行為であるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントについて、企業などに対し、相談窓口の周知と整備を指導するとともに、職場研修を行うなどの防止対策の取組を働きかけます。

主な取組

- ・ DVやセクシュアル・ハラスメント問題などを含む女性が抱える悩みや問題に対しカウンセリングを中心とした「女性のための相談」の実施
- ・ 男性ならではの悩みや問題について、男性カウンセラーによる「男性のための電話相談」の実施
- ・ 一般向け講演会等の開催方法等の工夫及び目的別に沿って対象を絞った講演会や出前セミナーの充実・拡大
- ・ 市役所・支所の行政資料コーナーにおける男女共同参画に関する冊子、チラシ等の設置による情報提供
- ・ 興風図書館内及びせきやど図書館内の女性情報コーナーにおける、女性をテーマとした様々な分野の蔵書の充実
- ・ 意識啓発や情報提供のため、男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行回数拡大
- ・ キャリア教育及び学校人権教育や男女平等教育の実施
- ・ デートDV啓発及び防止に向けた、市内高校を対象にした講演会の実施
- ・ 市内中学校における、教職員も対象としたデートDVに関する講演会の実施
- ・ 市ホームページ等における情報提供、DV相談等の相談者に対する各支援策の内容説明及び分かりやすい情報の提供
- ・ 市職員に対する、男女共同参画の視点を取り入れた研修及びDVや児童虐待等の人権侵害につながるあらゆる相談に対応するための、相談窓口の充実
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

施策の方向 ②女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する人権侵害であり、女性の尊厳を汚し傷つけるものとして、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの問題があります。

また、DVは児童虐待と密接な関係があることから、DVと児童虐待を一体化した支援を推進する必要があります。

DVについて、相談件数が毎年度増加しており、平成30（2018）年度には114,481件の相談が全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられて

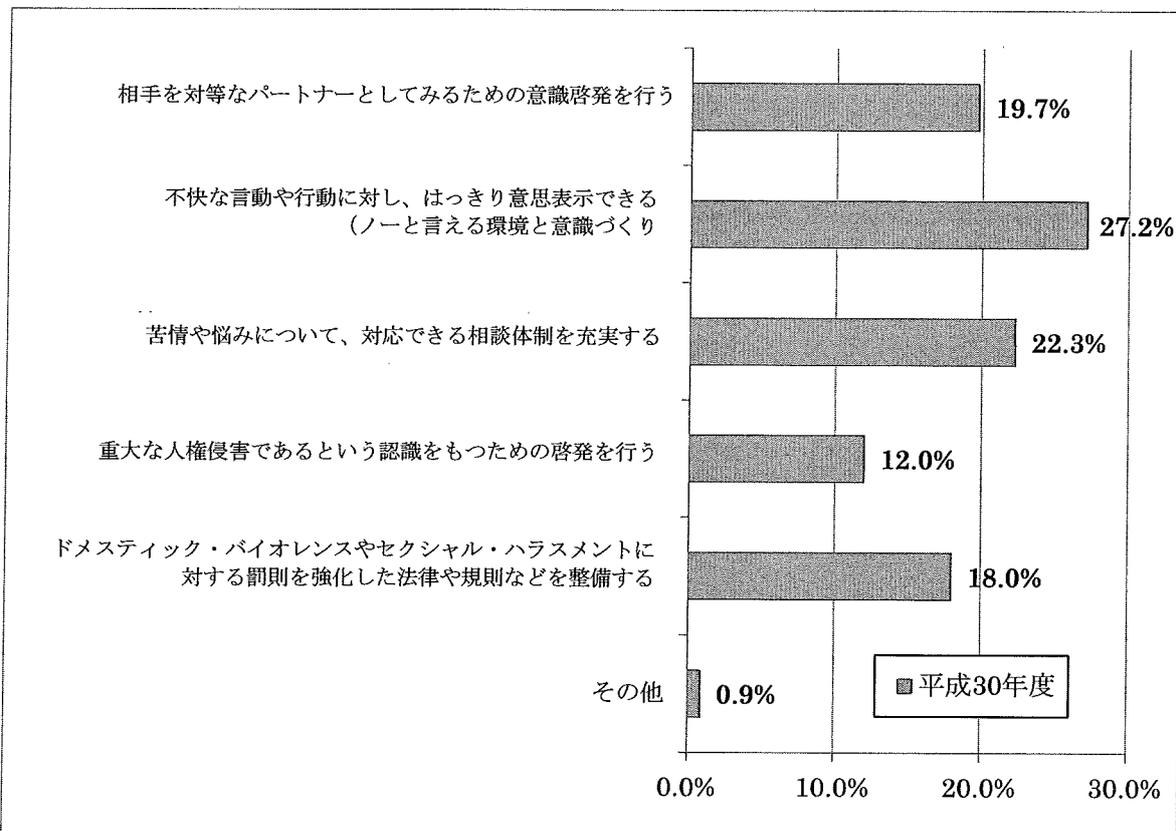
います。

若者の間でデートDVが発生するなどDV被害の低年齢化や、交際相手からの暴力が社会的な問題となる中、被害者やその家族が命を奪われる痛ましい事件も発生していることから、平成25（2013）年7月にDV防止法が改正され、これまでの配偶者（事実婚を含む）に加えて生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とし、平成26（2014）年1月3日に施行されました。

DVなど女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」及び「野田市男女共同参画計画」に基づき、「DV相談」や「女性のための相談」などを通じて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めています。

また、DV被害世帯の子どもたちは、親の暴力を目撃することで、精神的負担を強いられていることから、児童虐待防止へ向けて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めています。

（問13）あなたは、ドメスティック・バイオレンス（配偶者などからの暴力）やセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）◎今回新たに追加した質問事項



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

ア. DV対策の強化（担当課：子ども家庭総合支援課）

現状・課題

要保護児童対策地域協議会調整機関としての機能と、子ども家庭総合支援拠点としての機能を持ち、児童虐待と密接な関連のあるDV被害者支援も行う子ども家庭総合支援課を令和元（2019）年10月に新設し、児童相談所や警察などの関係機関との情報共有による連携を強化し一体的に支援しています。また、DVや児童虐待の早期発見や二次的被害等を防ぐための、DVや児童虐待等を担当する職員等のスキルアップを図る必要があります。

DV対策については、配偶者暴力相談支援センターとして、「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」に基づき、DV被害女性の相談・保護・自立までを一体的に支援しています。

具体的には、市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用するステップハウスや、居住の安定を図るため、DV被害女性に対する市営住宅入居資格条件の緩和といった制度を実施しています。

また、緊急に居住の場を確保する必要があるシェルター入所中の被害女性で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する、民間賃貸住宅入居時家賃等の助成も行っています。

さらに、市内の民間賃貸住宅への入居が困難なシェルター入所中又は入所していた被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者などには家賃等保証委託契約費用の一部を助成する住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援も実施しています。

しかし、周知に努めているものの活用されていないため、使い勝手を良くするよう制度の見直しを行うとともに、今後の利用に備え、施設の維持管理を行いながら、更なる周知を図る必要があります。

取組の方針

子ども家庭総合支援課の機能充実を図り、虐待と関連性の強いDV支援についても、啓発、相談、支援等を一体的に実施していきます。また、DV被害女性に寄り添った支援を進めます。

主な取組

- ・ 子ども家庭総合支援課の機能の充実
- ・ DV被害者としての母子を一体的に支援する体制の構築
- ・ 児童相談所や警察などの関係機関の情報共有や連携体制の強化
- ・ DVや児童虐待の早期発見や二次的被害等を防ぐための、担当職員等のスキルアップ研修の実施
- ・ 関係課と連携したDV被害者情報の漏洩対策の強化・徹底
- ・ DV被害女性が相談しやすい環境づくりを心がけるとともに、被害女性の意思を最優先に据え、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上での相談対応
- ・ 支援策や法制度の分かりやすい説明・提示、窓口の一層の整備・充実等、DV被害女性に寄り添った、きめ細かな対応
- ・ 警察等の関係機関と連携を図り、保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続
- ・ DVシェルター入所中のDV被害女性に対し、退所後の自立生活に必要な経費助成の継続
- ・ DVシェルター入所後に精神的に不安定になるDV被害女性に対し、市内精神科医によるカウンセリングに必要な経費助成の継続
- ・ DV被害女性が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力
- ・ 情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例発表等を通じた情報交換
- ・ 市職員に対する、関係各課がDV被害者支援に係る共通の認識を持ちつつ、連携を強化し、並びに二次被害を防止するための「DV被害者支援マニュアル」に基づく対応の徹底

イ. ストーカー等に関する対策の実施

（担当課：子ども家庭総合支援課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

ストーカー事案の相談等は、平成30（2018）年中21,556件で、平成24（2012）年以降、依然として高水準で推移しており、深刻な問題となって

います。（警察庁「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」参照）

平成29（2017）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が改正され、「禁止命令等処分制度」の見直しにより、LINEやTwitter等のSNSでのメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みが、つきまとい行為に追加されました。

取組の方針

ストーカー行為等に関して、広範囲な情報提供と啓発に努めます。

主な取組

- ・ 男女共同参画推進だより「フレッシュ」へのストーカー行為等に係る内容や被害を受けた場合の対応窓口等の掲載

施策の方向 ③政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の形成を図る上で、様々な活動の場における政策・方針の決定過程に男女が共に参画し、等しく意見が反映されることは重要なため、「野田市男女共同参画計画」に基づき、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

ア. 審議会等における女性委員の登用率の拡大 （担当課：人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

市では率先して女性の参画を推進するため、各種審議会等への女性委員の割合の目標を50%にするとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ることとしています。

取組の方針

各種審議会等への女性委員の目標登用率の維持・拡大を図ります。

主な取組

- ・ 各種審議会などにおける、女性委員の登用率の維持・拡大及び女性委員のいない審議会等の解消

イ. 職場に関する施策の推進

（担当課：人事課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

男女共同参画社会の形成を図る上で、様々な活動の場における政策・方針の決定過程に男女が共に参画し、等しく意見が反映されることが重要です。

職場では積極的に女性職員の登用を促進し、企業などにおいても、方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発に努める必要があります。

取組の方針

女性職員の能力向上を図るための研修を実施し、人材育成に努めます。

職場では積極的に女性職員の登用を促進し、企業などにおいても、方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会をとらえて啓発に努めます。

主な取組

- ・ 女性職員の能力向上を図る研修の実施
- ・ 積極的な女性職員の登用の促進及び企業などにおける女性参画を啓発する機会の充実

施策の方向 ④ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

ア. ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進

（担当課：人権・男女共同参画推進課、商工観光課、公民館）

現状・課題

男女が多様なライフスタイルに応じた働き方ができるよう、企業などへ「男女雇用機会均等法」の周知徹底を含め、就労の機会均等や職場における昇給・昇格、能力開発、性別役割分担意識の解消など男女平等の啓発に努めています。

取組の方針

誰もが、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

主な取組

- ・ 野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター及び商工観光課窓口における労働関係資料の提供や、事業主に対する講演会、講座等の開催
- ・ ひとり親の職業能力開発をするため、ひとり親家庭就業支援パソコン講座の実施、及びパンフレットやチラシ等による周知、活用の促進
- ・ 男性の地域参画を促進するため、生涯学習センター及び公民館で地域の学習機会として行われている、男性の料理教室の内容等を紹介するなどの情報提供

イ. 職場に対する施策（担当課：人事課）

現状・課題

育児休業・介護休業制度など、仕事と育児・介護が両立できる制度と取組について普及を図るとともに、「野田市特定事業主行動計画」に基づき、市職員に対しての仕事と子育ての両立支援を図っています。

男女が多様なライフスタイルに応じた働き方ができるよう、企業などへ「男女雇用機会均等法」の周知徹底を含め、就労の機会均等や職場における昇給・昇格、能力開発、性別役割分担意識の解消など男女平等の啓発に努めています。

なお、「野田市特定事業主行動計画」策定の根拠となる「次世代育成支援対策推進法（平成27（2015）年3月までの時限立法）」は、10年間延長されたため、平成28（2016）年4月1日から令和2（2020）年3月31日の期間における「野田市特定事業主行動計画」を平成27（2015）年度に策定しました。当計画については、令和2（2020）年3月31日で計画期間が終了することから、次期計画の策定を進めております。

取組の方針

ワーク・ライフ・バランスを実現させるための環境整備として、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図ります。

育児休業・介護休業制度など、仕事と育児・介護が両立できる制度と取組について普及を図ります。

主な取組

- ・ 「野田市特定事業主行動計画」に基づく、市職員に対しての仕事と子育ての両立支援
- ・ 「野田市特定事業主行動計画」に基づく措置の実施状況の市役所及びいちいのホールの行政資料コーナー、市ホームページでの定期的な公表

施策の方向 ⑤生き生きと暮らせる活力ある社会づくり

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進していきます。

また、高齢化が進む中、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える体制の構築を図るとともに、さらに、高齢者が自立して社会参加できるよう、地域との連携を図っています。

**ア. 「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」の推進
（担当課：保健センター）**

現状・課題

「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」に基づき、全ての市民が健康で、自分らしく生き生きと地域で生活ができ、こころ豊かなまちづくりを目指すため、各種事業を進めています。

集団健康教育は、健康増進法に基づき40～64歳の年齢の者を対象とし、講演会や各種教室を開催しているものの、当該年齢層の参加者が少ない状況にありますので、参加者の増加に向けた実施方法を検討する必要があります。

両親学級については、土日開催により、男性参加割合が増加していますが、まだ偏っている傾向があるため、定員や回数等を検討する必要があります。

また、父子手帳の交付・妊婦体験・産後うつの講話等母親の負担軽減、父親の育児協力の促しにつながる内容を実施しています。

取組の方針

「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」に基づき、全ての市民が健康で、自分らしく生き生きと地域で生活ができ、こころ豊かなまちづくりを目指すため、各事業を進めていきます。

今後も、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めます。

主な取組

- ・ 「野田市健康づくり推進計画 21(第3次)」を基に、①健康寿命の延伸、②生活習慣の改善、③子どもの健やかな成長を柱として、「個人、家庭でできること」、「地域・職場でできること」、「行政が支援できること」に区分けした事業の展開
- ・ 個々の健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談事業を実施
- ・ 妊娠・出産・育児に係る支援体制については、妊娠中から家族で妊娠・出産・育児に対する意識の向上が図れるよう、妊娠届出時の保健師の面接を継続し、適切な情報の提供
- ・ 両親学級においては配偶者が参加しやすいよう開催日を検討します。また、正しい知識の普及とともに、妊婦・配偶者の仲間づくり、情報交換、父親の育児参加の支援継続

2 子ども

施策の方向	①児童虐待防止対策の強化
	②ひとり親家庭の自立支援の推進
	③子どもの安全の確保
	④子育て支援サービスの充実
	⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの人権問題とは、児童虐待、いじめといった子どもに対する直接的な危害のほか、子どもの心身の健全な成長が妨げられることに関する問題です。

国は平成6（1994）年に「子どもの基本的人権の保障をうたった児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を締結し、同年、「子育てと仕事の両立支援」を軸とした「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定しました。

これをきっかけとして、多様な保育の推進など様々な方策を講じており、平成15（2003）年には、「次世代育成支援対策推進法（平成27年（2015）年3月までの時限立法）」により、要保護児童へのきめ細かな対応、障がい児施策の充実など、子どもの人権に関する取組を含めた行動計画の策定を市町村の責務としました。

また、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」が公布され、平成27（2015）年4月に本格施行されました。

平成28（2016）年には、「児童福祉法」が一部改正され、子どもの権利条約の精神が法の理念として明確に定められました。

市では平成12（2000）年に「野田市エンゼルプラン」を、平成17（2005）年に「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を包含した「野田市新エンゼルプラン」を策定し、平成22（2010）年に、「次世代育成支援対策推進行動計画」の後期計画を包含する「野田市新エンゼルプラン（後期計画）」を策定しました。

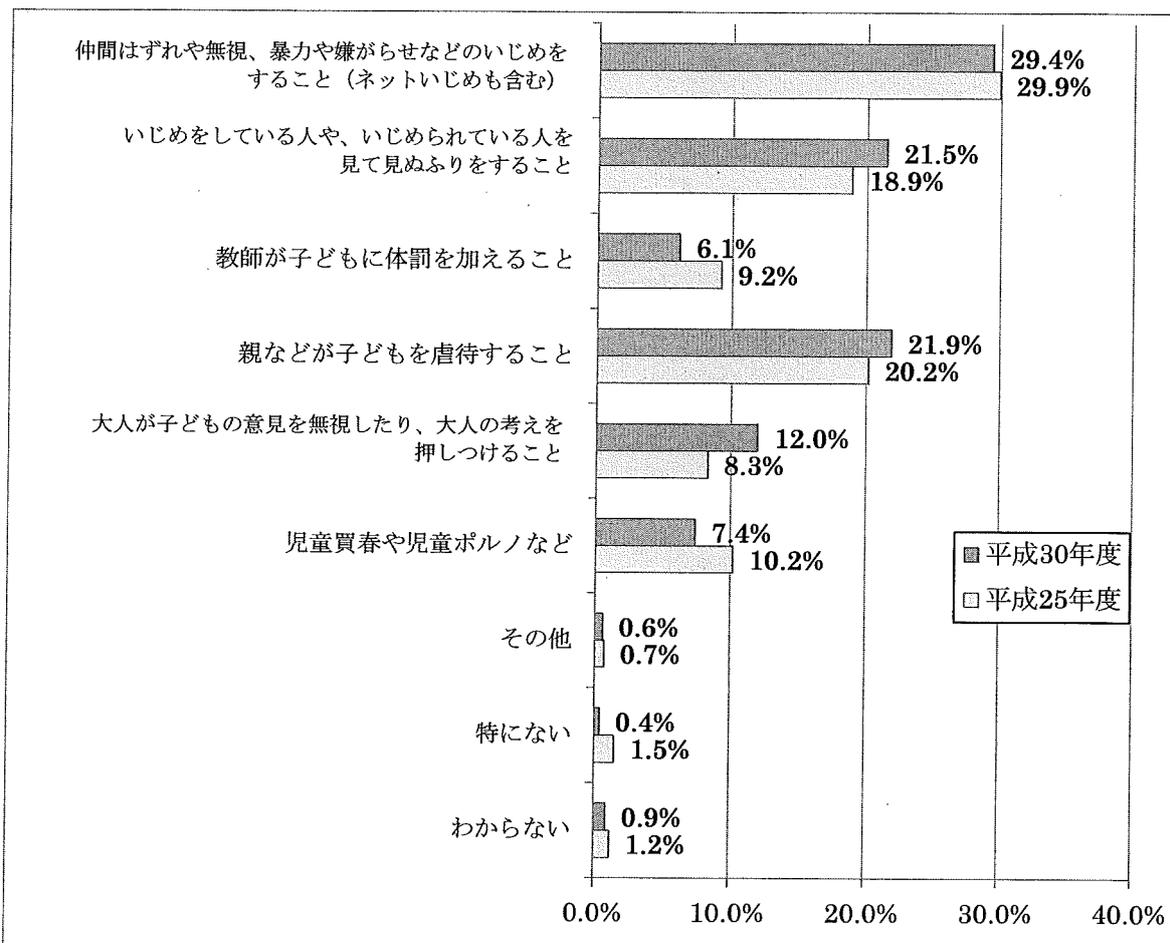
平成27（2015）年には、「次世代育成支援対策推進法」が10年間の延長となるとともに、行動計画の策定は任意となったことから、「子ども・子育て支援法」の事業計画との一体化が可能となりました。そのため「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画を包含する「野田市エンゼルプラン第4期計画」を策定し、待機児童対策や妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行う「子ども支援室」の創設、児童虐待防止やひとり親家庭の支援などを引続き重点施策として取り組んできました。

令和元（2019）年度で現計画が期間満了となることから、「子ども・子育て支援法」の事業計画（第2期計画）を包含する「野田市エンゼルプラン第5期計画」を策定し、今後は当計画を基に施策を推進していきます。

なお、次期計画では、教育・保育の無償化への対応や子ども館の整備など子ども達が未来に希望を持てるよう、子どもと子育て世代への支援の充実に努めてまいります。

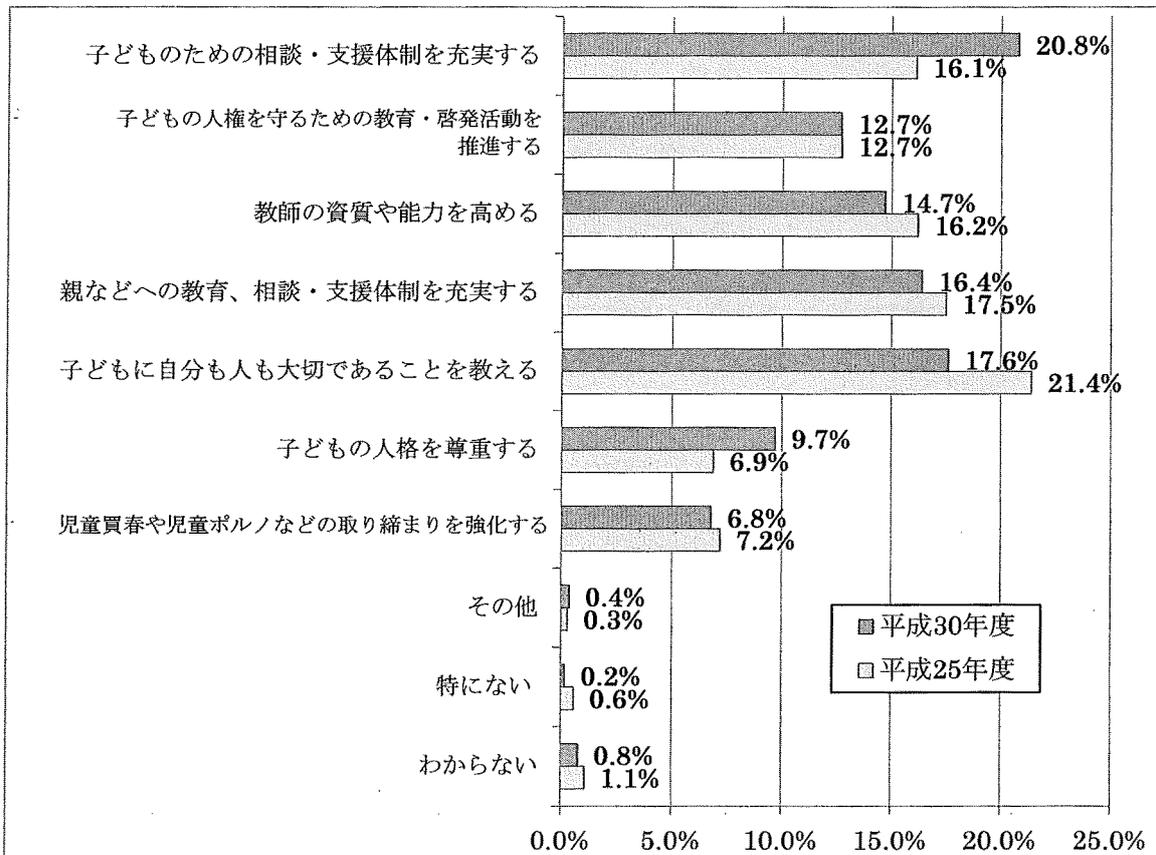
目標（1）「様々な場における人権教育・啓発の施策の推進」で述べた人権教育・啓発のための取組と併せ、野田市エンゼルプラン第5期計画に基づき推進される次の世代を担う子どもたちの育成への取組により、子どもが生命の大切さを理解し、自分を大切にするとともに他人の気持ちを思いやる心を持ち、健やかに成長することができるよう以下の施策を推進していきます。

（問15）あなたは、子どもの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問16）あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①児童虐待防止対策の強化

子どもを取り巻く環境は、大きく変化してきました。核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の人間関係の希薄化、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下、高齢者や困難を抱えた親子などの孤立などが考えられます。また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、地域の協力が得られず、身近に相談できる相手がいないため、子育ての負担が母親へ集中し、子育ての孤立化、児童虐待の増加といった課題も示されています。

ア. 児童虐待の防止意識の啓発

（担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

現状・課題

児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）や「児童福祉法」の累次の改正により、制度的な充実が図られてきました。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成29（2017）年度には児童虐待防止法制定直前の約11.5倍に当たる133,778件となっています。特に、心理的虐待の件数が増加しており、この要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられます。

市でも、令和元（2019）年度における、家庭児童相談室の虐待相談対応件数は、大幅に増加しています。これは、虐待相談窓口が市民に認知されてきたことに加え、継続的に関係機関等と連携を図り、きめ細かく対応に当たってきたことが要因と考えられます。また、「人権意識調査」の結果でも、「子どもへの人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。」という問いに対して、「親などが子どもを虐待すること」の回答が21.9%と前回よりも1.7ポイント高くなっており、市民の関心の高さがうかがえます。

取組の方針

児童虐待の早期発見、早期対応に努めるためには、広く市民に啓発する必要があることから、あらゆる媒体を活用した啓発に努めていきます。

主な取組

- ・ 市役所公用車への児童虐待防止のための啓発用マグネットの通年装着の実施
- ・ 市役所正面玄関前広告付き表示板への児童虐待防止のための啓発記事の通年放映の実施

- ・ 野田市広告付番号案内表示機での児童相談所全国共通ダイヤル「189」の放映
- ・ 川間駅南口、七光台駅西口、清水公園駅東口、梅郷駅西口の防災行政無線文字表示機能付電光掲示板への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 災害対応型自動販売機メッセージボードへの児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 市で使用する封筒への児童相談所全国共通ダイヤル「189」の表示
- ・ 公共施設や自治会などへの児童虐待防止啓発ポスター、チラシの配布
- ・ 市報・市ホームページ等、市や関係機関が作成した資料を活用した啓発活動の実施
- ・ 児童虐待防止推進月間期間における市内小中学生を対象にしたポスター展や、啓発用懸垂幕の掲示など、啓発媒体を増やしての啓発活動の実施
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

イ. 地域、関係機関と連携した児童虐待の防止及び対応 （担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

現状・課題

柏児童相談所、市内部、学校、関係機関相互の連携不足が判明したことから、要保護児童対策地域協議会における、実務の中心的役割を担う実務者会議の見直しや、関係機関の連携強化を図っています。

まず、要保護児童対策地域協議会実務者会議を抜本的に見直し、主担当や関係機関の役割分担、個々の案件の具体的な支援方針を決定する個別支援会議開催の必要性を議論する場に改めるとともに、必要に応じ積極的に個別支援会議を開催することで、関係機関の情報共有、支援の検討、スケジュールの確認等を行い、情報連携の強化を図りました。関係機関等のうち当該事例に関係し、又は関係する可能性のある者により構成するものとされている個別支援会議につきましても、関係機関との連携の下協議を進めております。

次に、連携強化、情報共有を図るため、令和元（2019）年11月1日から児童虐待管理システムを導入し、12月1日からは庁内関係課及び柏児童相談所に同システムを専用回線をつないで設置することで情報の共有を図りました。

野田市児童虐待防止対応マニュアルの見直しに当たっては、現在行わ

れている千葉県子ども虐待対応マニュアルの見直しでは、内容を一般化せざるを得ない部分があることから、市と柏児童相談所との関係に特化したマニュアルを作成することで進めております。その後、保育所や幼稚園、小中学校、警察等、機関ごとの児童虐待対応マニュアルの分冊を作成し、連携の強化を図ることとしています。

その他、地域との連携として、毎月地区民生委員・児童委員定例会に出席し、情報共有を図っています。

取組の方針

子ども家庭総合支援課の機能充実、野田市要保護児童対策地域協議会を構成する地域や関係機関による情報の共有及び連携をさらに進め、児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止を図ります。

主な取組

- ・ 子ども家庭総合支援課の機能充実による児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止
- ・ 教育委員会に新設した子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回
- ・ 教職員に対する法的マインドの養成及び子どもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置
- ・ 学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施
- ・ ポスター展の開催などによる虐待防止啓発事業の実施
- ・ 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換
- ・ 毎月開催される民生委員・児童委員地区定例会での情報共有
- ・ 虐待防止対応マニュアルの改訂（令和元（2019）年度、関係機関についての分冊は2（2020）年度）

ウ． 居所不明児への対応（担当課：子ども家庭総合支援課、児童家庭課）

現状・課題

市における居住実態が把握できない児童についての対応においては、関係機関と連携し、虐待の発生及び深刻化を予防するための体制を整備しました。

今後も、居住実態が把握できない児童が発見された場合には、速やかに所在が確認できるよう、関係機関と連携のうえ対応します。

取組の方針

迅速かつ適切に、児童の所在の確認を行います。

主な取組

- ・ 関係通知やマニュアルを基にした、居所不明児への対応

施策の方向 ②ひとり親家庭の自立支援の推進

国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の、平成14（2002）年に県や他市に先んじて「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、ひとり親家庭の自立に向け、居住の場の確保や就労及び育児支援など総合的な取組を行うこととしました。

その後、平成18（2006）年3月、「母子及び寡婦自立支援法」に基づく「野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画」として改訂し、また、平成22（2011）年度には、「野田市新エンゼルプラン」の見直しに整合する形で第2次改訂版を策定、さらに平成26（2014）年度には、重点施策である「ひとり親家庭の自立支援の推進」を図るための計画として「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（第3次改訂版）」を策定し、依然厳しい生活環境に置かれるひとり親家庭の自立支援に一層取り組んでいます。

ア. ひとり親家庭の自立に向けた施策（担当課：児童家庭課）

現状・課題

平成30（2018）年8月に実施した「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査（以下「ひとり親家庭等意識調査」）」の結果から、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れていることから、ひとり親家庭の収入増に向けた実効的な施策を推進する必要があります。

取組の方針

令和元（2019）年度はプランの最終年度に当たることから、「ひとり親家庭等意識調査」の結果を踏まえ、前回改定と同様に上位計画である野田市新エンゼルプランの見直しに整合する形で野田市ひとり親家庭支援総合対策プランの第4次改訂版を策定し、当プランを基にひとり親家庭の自立に向けた施策を推進していきます。

また、「ひとり親家庭等意識調査」の結果から、特に母子家庭の母について、就労している割合は高くなっているものの収入が相変わらず低く、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのため資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れていることから、ひとり親家庭の収入増に向けた実効的な施策を推進する必要があります。

主な取組

- ・ 母子・父子自立支援員による相談事業、就業支援、日常生活支援事業による生活援助
- ・ 母子・父子自立支援員による離婚直後の情報提供や相談対応及び相談会の実施等による養育費の取得についての周知
- ・ 母子・父子・寡婦に対する福祉資金の貸付の活用や各給付制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成）などの経済的支援
- ・ 母子寡婦福祉会の会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充
- ・ ひとり親家庭に向けた求人開拓及び求人情報の提供
- ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業及び高等職業訓練修了給付金事業による自立支援
- ・ ファミリー・サポート・センター利用料助成による子育て支援

イ. ひとり親家庭の住宅環境の向上（担当課：営繕課）

現状・課題

緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭及びDV被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得の方へ助成し、ひとり親家庭の住宅環境の向上を図るため、制度の周知に努めていますが、未だ住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の活用実績がありません。近年賃貸物件の空きが多く物件を借りやすくなっていることや、ご自身で不動産店に問い合わせできる方が大多数であること、また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題があるところですが、更なる制度の周知に努める必要があります。

取組の方針

ひとり親家庭の住宅環境の向上について、関係部署と連携し、制度の周知、利用促進に取り組んでいきます。

主な取組

- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援及び民間賃貸住宅入居時家賃等の助成の実施
- ・ 関係部署と連携した制度の周知、利用促進
- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の協力不動産店の拡大

施策の方向 ③子どもの安全の確保

子どもたちの健全育成と犯罪や事故から守るための良好な環境整備に向け、関係機関と地域が連携協力してパトロールや啓発活動に取り組めます。

ア. 学校や通学路の安全向上のための取組（担当課：青少年課、指導課、防災安全課）

現状・課題

学校や通学路の安全向上のため、防犯対策訓練の実施や小学校1年生に向けた防犯教室を実施するとともに、「子ども110番の家」を始めとする緊急避難場所の確保などに努めています。また、地域の方々に見守りの推進をお願いしています。

しかし、毎年行っている緊急避難場所の登録者に対する継続確認の際に、解除する避難場所もあるため、引き続き登録者の確保が必要です。

取組の方針

引き続き、子どもたちの健全育成と犯罪や事故から守るための良好な環境整備を目指します。

主な取組

- ・ 防犯対策訓練の実施や小学校1年生に向けた防犯教室の実施
- ・ 青色回転灯搭載車両による防犯パトロールの実施
- ・ 青少年センターによる安全パトロール、街頭補導、環境浄化活動
- ・ 野田市学校警察連絡協議会、野田警察署少年警察ボランティア連絡会との連携
- ・ 関係機関と地域が連携協力してのパトロールや啓発活動
- ・ 各小中学校が発行する学校新聞等の広報紙を通じた、「子ども110番の家」を始めとする緊急避難場所登録者の確保
- ・ 防災行政無線を利用した、「子どもの見守りのお願い」放送による地域の皆さんの見守り推進

施策の方向 ④子育て支援サービスの充実

家庭や地域での養育力の低下により保護者の育児不安が増大しており、多様な子育て支援サービスが必要とされています。

ア. 多様な子育て支援サービスの実施
(担当課：児童家庭課、保育課、保健センター)

現状・課題

平成 26 (2014) 年度に「子ども・子育て支援法」を反映させた「野田市エンゼルプラン第4期計画」を策定し、民間活力の導入により、保育所及び学童保育所の整備を行い、子育て支援においても多様なメニューを揃えてサービスを提供し、新制度で位置付けられた地域子育て支援 13 事業に取り組んでいます。

また、保育所の待機児童と国の定義では待機にカウントされない入所保留者の解消では、教育・保育施設の新設や既存施設の定員増による対応を行うとともに、年度末にかけて増加していく低年齢児の待機児童及び入所保留者の課題については、新制度に基づく小規模保育所等の地域型保育事業の活用も検討してきました。

さらに、「子ども支援室」を創設し、妊娠・出産から 18 歳までの子育てについて、発達障がいなど様々な相談を継続的に行える体制を構築し、妊娠段階からの相談がワンストップで受けられ、出産後も切れ目ない支援をしています。

令和元 (2019) 年度で現行のエンゼルプランが計画期間の最終年度を迎えるため、計画全体の達成状況と国の動向等を踏まえプランの見直しを行う必要があります。

取組の方針

利用者のニーズに適切に対応した保育サービスの充実に努めます。

また、令和 2 (2020) 年度から始まる「野田市エンゼルプラン第5期計画」を策定し、子育て支援の施策を実施していくことと、事業の見直しや共通化を図ります。

主な取組

- ・ 利用者のニーズに適切に対応した子育て支援及び保育サービスの充実

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正を踏まえ、既存事業の整理拡充や新規事業の実施
- ・ 幼児教育・保育の無償化の実施
- ・ 障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ・ 児童福祉法改正を踏まえた児童虐待防止対策の強化
- ・ 新「放課後子ども総合プラン」の推進
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・ 新しい子ども館の整備
- ・ 子どもの貧困対策計画の位置付け
- ・ 「子ども支援室」による、妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談についての、ワンストップで総合的な支援
- ・ 子ども・子育て支援新制度の仕組みと財源を活用した、保育ニーズに対応する量の確保や保育所や子育て支援センター等での子育て相談や情報提供・子育て親子の交流の場の提供
- ・ 「地域子育て支援センター」に子育てに関する相談、サークルの育成・支援情報の提供などの事業、親子の交流の場である「子育てサロン」の開設などによる、地域における子育て支援のネットワークづくり

施策の方向 ⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校でのいじめや有害情報などに影響された問題行動の解消に向けて、早い段階から様々な触れ合いを体験できる場を作るなど、生命の大切さを理解し、お互いの気持ちを思いやる心を持てるような取組が重要です。

また、平成 21（2009）年 4 月から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（「青少年ネット規制法）」が施行され、県においても「千葉県青少年健全育成条例」の一部改正（平成 24（2012）年 7 月 1 日施行）が行われ、保護者、携帯電話事業者、知事の責任や権限が付け加えられました。

ア. ブックスタート事業（担当課：興風図書館、保健センター）

現状・課題

乳幼児期の言葉かけや読み聞かせの大切さを踏まえ、平成 16（2004）年度より乳幼児健診のために保健センターに訪れた際に母子等に絵本を

贈呈し、併せて図書館の司書等が、子どもに対する読み聞かせの大切さと家庭におけるコミュニケーションツールとしての絵本の活用法を伝えるという形でブックスタート事業を行っています。

取組の方針

保育所や学校における読書活動へつながるよう継続性、一貫性を考慮した取組に努めます。

主な取組

- ・ 乳幼児健診で保健センターに訪れた母子等へ絵本の贈呈

イ. 子どもの社会性と自立心の向上（担当課：指導課）

現状・課題

近年の変化の激しい社会情勢においては、若者が就職などを通じて自立し、積極的に社会に参画していくことが困難な時代となっています。

そこで、「社会に開かれた教育課程」という視点での、学校と地域社会とのつながりのある授業実践を、小学校の早い段階から発達段階に応じたキャリア教育として行っています。異年齢集団活動をはじめ、様々な触れ合いを体験できる場をつくるなど、良好な人間関係を築く経験が、社会性と自立心を身に付ける取組として重要です。

取組の方針

子どもの社会性と自立心の向上を図ります。

主な取組

- ・ 学校における特別活動や「総合的な学習の時間」を利用した、家庭や地域社会、事業所との連携による、異年齢集団活動や自然体験活動、職場体験学習などの実施

ウ. インターネットによる人権侵害への対策

（担当課：指導課、青少年課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

インターネット上では、他人を誹謗中傷する表現、差別を助長する表現、悪質な差別情報の流布など人権にかかわる問題が発生しています。また、インターネットや携帯電話の利用者は低年齢層まで拡大しているため、学校教育におけるパソコンの授業を通じて、サイト利用やメールマナーなどについて指導することが重要となっています。

このようなことから、インターネット環境が日々変わっている状況に対応した最新の情報モラル・ルールなどの研修会・啓発が必要となります。

「人権意識調査」では、「あなたの関心がある人権問題はどれですか」という問いに対して、「インターネットによる人権侵害」が12.8%で2番目に多い回答であり、対策を講じることが求められています。

（参照：P10（問8）のグラフ）

取組の方針

インターネットにおける情報モラルについて啓発に取り組んでいきます。

また、小中学校において、全教育課程を通じて「情報社会に参画する態度」の育成に努め、発達段階に応じた情報モラル教育を推進していきます。

主な取組

- ・ 最新のインターネット情報モラルについて啓発するための研修会の実施
- ・ 市内小中学校における、インターネットの利用状況に関する定期的な実態調査の実施、調査結果の指導や研修会への反映
- ・ 市内小中学校や各種団体等へ啓発冊子等の配付

エ. 不登校児童生徒への取組（担当課：指導課）

現状・課題

全国的に不登校児童生徒の増加については問題視されており、市においても大きな課題の一つです。ここ数年、小学校・中学校共に全児童生徒のうち不登校児童生徒のしめる割合は、小学校では全国・県に比べ下回っているものの、中学校では全国・県に比べ上回っており、市としては人数、割合ともに横ばい状態が続いています。

不登校になってしまった原因は、個々の児童生徒によって様々ですが、各学校と連携を密にし、早期発見・早期対応に努めています。また、各校ではスクールカウンセラーや教育相談担当教員を含めた組織的な不登校対策により、未然防止に取り組むことが大切だと考えます。

取組の方針

子どもたちが、主体的に、且つ安心して学校生活を送ることができるよう、各学校と連携し、教育相談を充実させ不登校児童生徒の減少に努めます。

主な取組

- ・ 子どもたち一人一人に寄り添った教育相談の充実
- ・ 組織的な取組による長期欠席を防ぐ早期発見・早期対応
- ・ 学校教育全般にわたる、自己肯定感を高め、互いに認め合う道德教育の推進
- ・ 教職員対象への長期欠席対策・不登校対策・教育相談等の研修の充実
- ・ 各学校と「ひばり教育相談」「適応指導学級」との連携を密にした、不登校児童生徒への支援

オ. 子ども未来教室の充実（担当課：生涯学習課）

現状・課題

全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、基礎学力の向上や学習習慣の定

着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、平成29（2017）年度から市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象に「子ども未来教室」を実施しています。

平成30（2018）年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生のうち希望する全児童を対象に加えています。

中学生については、必ずしも参加する生徒が皆同じ意欲を持って学習に取り組んでいる状況とは言えず、より良い学習環境へと整えることが課題となっております。小学生については、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心が高められているかを参加児童の追跡調査などにより検証し、改善や充実を図る必要があります。

取組の方針

基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めることを目的として学習支援を実施します。

主な取組

- ・ 児童・生徒5人までごとに1人の講師を配置した、きめ細かな指導の実施
- ・ 中学生については確認テスト、小学生については参加児童の追跡調査などによる効果の検証と子ども未来教室の充実

3 高齢者

施策の方向	①高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり
	②高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり
	③高齢者が安心して生活できる環境づくり
	④高齢者の権利が尊重されるまちづくり

高齢者の人権問題とは、高齢者の自立や生きがいのある健やかな暮らしが妨げられたり、虐待を受けるなどの問題です。

「人権意識調査」の結果では、「高齢者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が19.3%、「悪徳商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害が多いこと」が16.9%でした。

また、「高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対しては、「高齢者が地域の支援を得て生活しやすい環境にする」が27.5%、「在宅サービスや福祉施設・病院を充実する」が22.1%となっていることから、高齢者が安心して生活できる環境づくりや自立するための支援などが求められています。

高齢化は、少子化ともあいまって急速に進行しており、平成31（2019）年4月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は28.3%、市においては30.1%になっています。

核家族化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えているとともに、75歳以上の高齢者の増加も引き続き見込まれていることなどから、介護を要する高齢者や介護を担う家族への支援がより不可欠な社会となっています。

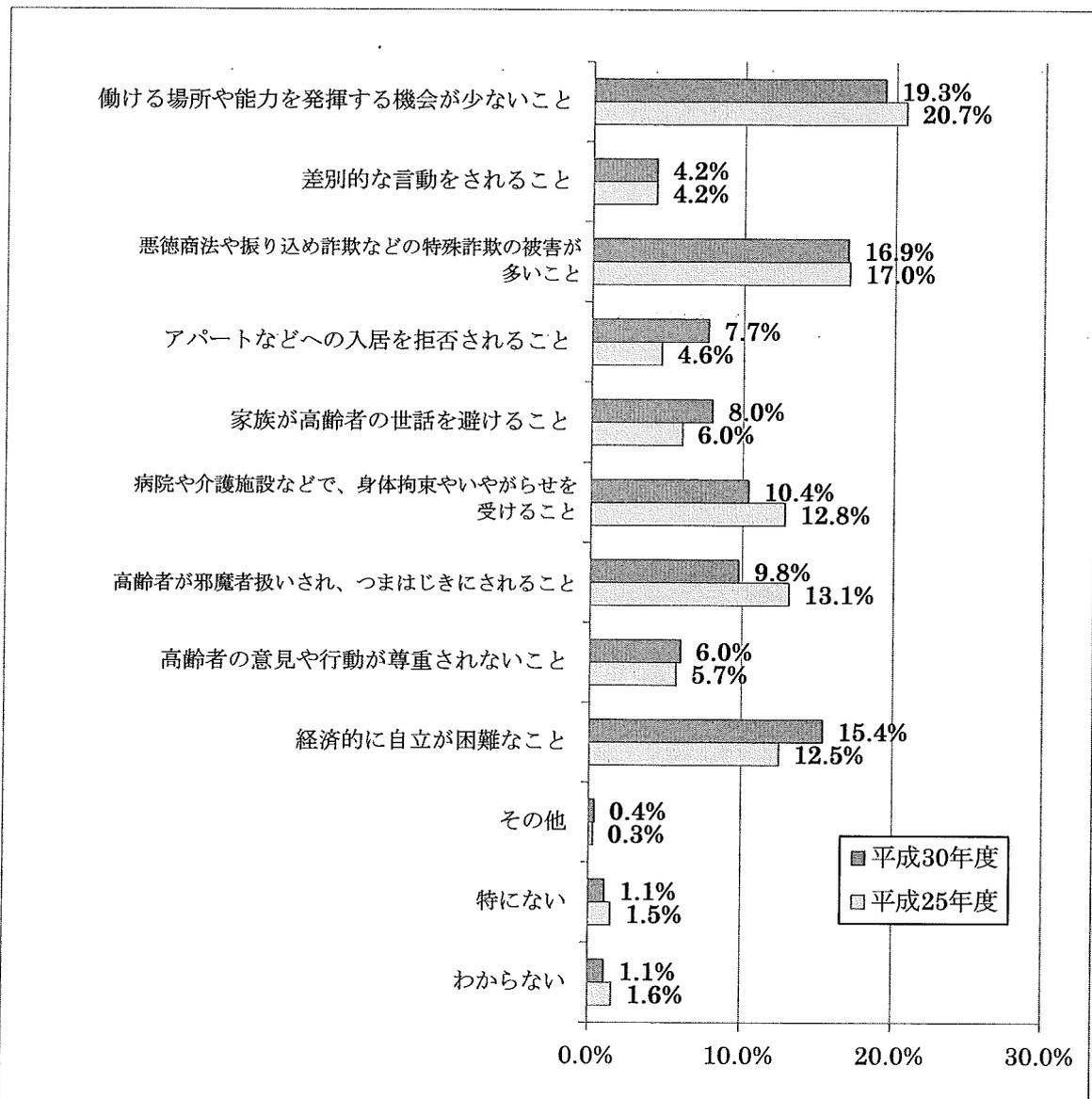
高齢者が安心して老後の生活を送り、家族の負担が軽減されるための社会的支援への取組を目的に介護保険法が施行され、市においても、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念とした「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（以下「野田市シルバープラン」）」を平成12（2000）年に策定し、以降3年間の計画期間が満了するごとに改訂しつつ、各施策を積極的に進めています。

高齢者虐待の問題については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、「野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、関係機関との連携及び協力体制を強化し、高齢者の虐待防止に努めています。

「振り込め詐欺」などによる高齢者被害の増加については、関係機関と連携し、教育・啓発を行うとともに、認知症などにより判断能力の衰えた高齢者の権利・利益を守るための事業への取組が必要です。

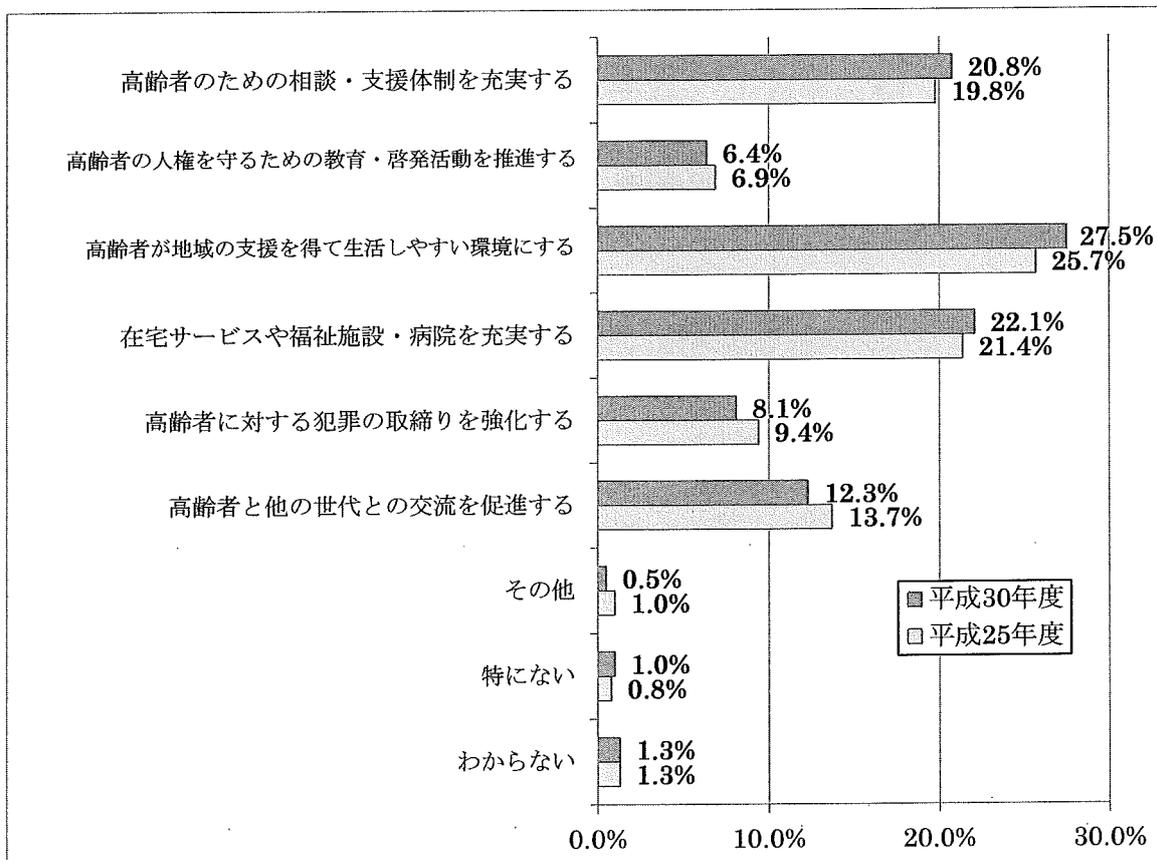
また、元気な高齢者の社会参加へ向けた取組を進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を確保し、自立できるよう支援していくことに合わせて、高齢者が豊かな知識や経験、技能を発揮し、健康で生きがいを持ち安心して暮らすことができる社会を目指すことが重要です。具体的には、野田市シルバープランに基づき、以下の施策を推進していきます。

（問 17）あなたは、高齢者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

(問18) あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答・3つまで)



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

高齢者自身が介護予防の趣旨を十分に理解し介護予防事業に積極的に参加できるような環境作りが重要となるため、一層の充実に努めます。

ア. 要介護状態への予防に向けた施策

(担当課：介護保険課、高齢者支援課、保健センター)

現状・課題

平成29(2017)年度より「介護予防10年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、介護予防に関する知識の向上を目指し、(ア)

シルバーリハビリ体操（イ）のだまめ学校（ウ）えんがわ（エ）市民ボランティアの育成（オ）介護予防サポート企業（カ）広報戦略の六つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業を実施しています。新たな一般介護予防事業に取り組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを推進していきます。

しかし、事業の中心であるシルバーリハビリ体操については、市民指導士の養成数が目標に達していないため、引き続き市民指導士の養成を推進するとともに、シルバーリハビリ体操の認知度を上げ、普及啓発に努めます。

また、のだまめ学校についても、市民からの要望に応じて、各地で講座を開催する出前講座の開催が市内全域に広まっていないことから、今後、イベントなどを実施し、新規参加者の獲得に努めるとともに、出前講座を開催して市内全域への拡充を図ります。

高齢者の生活習慣病等の発症や重症化の予防及び身体機能の低下を防止することを目的に後期高齢者健康診査を実施します。

また、高齢者の死因の多くを占める肺炎に対する予防として肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。

取組の方針

平成29(2017)年度よりスタートした「介護予防10年の計」について、「広報戦略」に力を入れ、市民への普及・啓発の充実に努めます。

主な取組

- ・ シルバーリハビリ体操指導士の目標養成数500人を達成するための体験教室の開催やイベントへの参加
- ・ 介護予防サポート企業と連携を図り、より多くの市民が体操に親しむ機会の創出
- ・ のだまめ学校の市内全域への普及促進のため、介護予防サポート企業と連携したイベントの開催や講座の充実
- ・ 高齢者の生活習慣病の発症や重症化の予防及び身体機能の低下を防止することを目的に、後期高齢者健康診査を実施し、後期高齢者の質問票から高齢者の特性を把握することでフレイル予防を含む保健指導対象者を抽出し、保健指導を実施
- ・ 高齢者の肺炎球菌感染症ワクチン予防接種事業の実施

- ・ 高齢者に介護が必要となった場合に、家族の精神的、肉体的な負担を軽減するための、介護サービス及び各種福祉サービスの充実と利用方法についての周知徹底及び家族介護支援事業などの充実
- ・ 地域包括ケアシステムの拠点である地域包括支援センターにおける介護予防、認知症施策の推進を含めた総合的なケアマネジメントを実施
- ・ 国が進める取組と連携しながらの、高齢者の健康増進活動や疾病予防の促進及び高齢者の健康づくりの推進

施策の方向 ②高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

ア. 高齢者の雇用（担当課：高齢者支援課、商工観光課）

現状・課題

高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、シルバー人材センター機能の充実を推進しています。

しかし、社会経済情勢の変化に伴い、シルバー人材センターの加入者数が企業の再雇用などで減少していることから組織の活性化が求められています。

取組の方針

シルバー人材センターへの支援を引き続き行い、高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用に努めます。

また、高齢者の就労促進に努めます。

主な取組

- ・ シルバー人材センター機能の更なる充実
- ・ 高齢者の就労促進として、事業者への「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨徹底や「野田市雇用促進奨励金制度」の周知
- ・ 公共職業安定所など関係機関との連携や、市の無料職業紹介所の事業による雇用の拡大

イ. 高齢者の活動の場の充実

（担当課：高齢者支援課、生涯学習課、公民館、指導課、保育課）

現状・課題

高齢者の生きがいづくりを進めるため、会員数の減少傾向にあるいきいきクラブ（老人クラブ）の活動及び加入促進の取組への支援、公民館等のサークルや講座など活動の場の充実を図る必要があります。

また、小中学校におけるキャリア教育の一環としての福祉教育の充実を図る必要があります。

取組の方針

地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進していきます。

また、キャリア教育の一環として、福祉教育の理解と推進に努めます。

主な取組

- ・ 小学校における、生活科や総合的な学習の時間、特別活動の時間を利用しての、世代間交流活動の実施
- ・ 中学校で行っている施設訪問、ボランティア活動を通して高齢者との交流を図り、キャリア教育の一環として福祉教育や進路学習の実施
- ・ 保育所のホールや園庭を開放して行う保育所行事や伝承遊び等への地域の高齢者の参加
- ・ いきいきクラブの活動及び加入促進の取組への支援
- ・ 公民館等のサークル活動や「長寿教室」などの講座の更なる充実

施策の方向 ③高齢者が安心して生活できる環境づくり

高齢者が犯罪・災害に巻き込まれることなく、地域ぐるみで生活の安全を確保できるよう支援を図っていきます。

ア. 福祉のまちづくり

（担当課：生活支援課、高齢者支援課、営繕課、生涯学習課、
公民館、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

高齢者や障がいのある人の生活の安全の確保に配慮した福祉のまちづくりを推進するため、年2回の「福祉のまちづくりパトロール」を実施しています。また、心のバリアフリー化を推進するため、引き続き「福祉のまちづくりフェスティバル」等を実施するとともに、各公民館において「福祉のまちづくり講座」を開催しています。

公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化工事を計画的に実施しています。

取組の方針

高齢者や障がいのある人の生活の安全の確保に配慮した福祉のまちづくりと心のバリアフリー化を推進していきます。

また、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進していきます。

主な取組

- ・ 「福祉のまちづくりパトロール」や「福祉のまちづくり講座」の実施を通して、ソフトとハード両面のバリアフリー化の推進
- ・ ファシリティマネジメントの基本方針に基づく公共施設のバリアフリー化の推進
- ・ 各種イベント等に合わせて実施する、人権に関する啓発活動や出前講座の開催

イ. 防犯・防災

（担当課：高齢者支援課、市民生活課、防災安全課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

災害対策として、避難行動要支援者の避難などを安全かつ迅速に行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援団体ごとに名簿を配布することにより、地域住民による災害時の避難支援や安否確認に役立てるとともに、平常時の見守りや日常的な支え合いにつなげています。

平成31（2019）年1月に自治会長にアンケートを実施したところ、本制度の理解及び個別計画作成の取組が十分でないことが分かったため、今後、自治会長等への制度の周知が必要です。また、自力あるいは家族と一緒に避難できる方が名簿に登載されていることや、高齢化により支援者が見つからないなどの理由から、個別計画作成の進捗状況についても課題があることが分かりました。

また、防犯対策として、地域ぐるみで犯罪を防止するために自治会や各団体などとの連携の強化などを推進しています。

高齢者に対する悪徳商法や悪質な詐欺行為の被害防止と啓発が必要です。

取組の方針

高齢者が犯罪・災害に巻き込まれることなく、地域ぐるみで生活の安全を確保できるよう支援を図っていきます。

また、実効性のある避難支援体制構築のため、要支援者の捉え方、個別計画の作成方法等について、改めて検討します。

主な取組

- ・ 悪徳商法や悪質な詐欺行為の被害を未然に防ぐための高齢者向けの講座や各種相談事業の充実
- ・ 防犯対策として地域ぐるみで犯罪を防止するための自治会や各団体などとの連携の強化
- ・ 実効性のある避難行動要支援者支援制度の周知及び実施体制の整備

- ・ 公民館における高齢者対象講座として「長寿教室」などを開催する中で、防犯・防災に関する学習の機会の提供
- ・ 高齢者等居室相談や高齢者に関する各種相談事業の窓口についての一層の周知

施策の方向 ④高齢者の権利が尊重されるまちづくり

介護の場において高齢者の身体を拘束することは、人間の尊厳を著しく損なう行為です。平成13（2001）年、国が「身体拘束ゼロへの手引き」を示したことを踏まえ、市では、実態が報告された場合は早急に対応するとともに、各介護施設に対し、施設職員への人権意識の教育・啓発を含めた身体拘束廃止のための体制づくりを進めてきました。

ア. 相談、支援体制の強化

（担当課：高齢者支援課、市民生活課、生涯学習課）

現状・課題

地域密着型介護サービス事業者に対しては、集団指導や個別の実地指導等を通じて、職員の人権意識の教育を推進するよう指導しています。今後も、こうした取組の強化を図っていく必要があります。

認知症等により判断能力が不十分でかつ、親族からの成年後見申立てが見込めない方について、市長が代わって申立てを行っています。また、成年後見制度において、被後見人等の人権擁護に配慮した支援を行うことが求められています。

消費生活センターには、高齢者から詐欺や架空請求に対する相談が多く寄せられていることから、さらなる周知に努める必要があります。

取組の方針

地域密着型サービス事業者の指導を通じて高齢者の権利が尊重されるよう啓発を図ります。

判断能力が不十分で親族からの成年後見申立てが見込めない方について、市長が代わって申立てを行っていきます。

消費生活相談窓口である消費生活センターの周知を図るとともに、関係機関からの情報収集を実施します。

主な取組

- ・ 地域密着型サービス事業者に対する集団指導や個別の実地指導
- ・ 高齢者に対する消費者トラブルや架空請求・多重債務の相談などについて、消費者相談窓口である消費生活センターの周知及び関係機関からの情報収集や弁護士相談の活用など相談窓口の機能強化
- ・ 行政手続きなど自己決定の難しい高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利擁護のため、財産の管理や福祉サービスの利用契約などを本人に代わって行う「成年後見制度」や、判断能力が不十分な高齢者が適切な福祉サービスが受けられる「日常生活自立支援事業」についての、広報紙などによる周知及び関係機関と連携した相談体制の充実
- ・ 高齢者の学習要求に応えるため、生涯学習課、生涯学習センター及び公民館で学習機会情報やグループ・サークル情報の提供

イ. 高齢者の住宅環境の向上（担当課：営繕課）

現状・課題

高齢者世帯の住宅環境の向上を図るため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援を実施していますが、活用実績がありませんので、更なる制度の周知に努める必要があります。

取組の方針

高齢者の住宅環境の向上について、関係部署と連携し制度の周知、利用促進を進めます。

主な取組

- ・ 関係部署と連携した制度の周知、利用促進

4 障がいのある人

施策の方向	①障がいのある人に対する理解の推進と共生社会づくり
	②障がいのある人が自立して安心して生活できる環境づくり
	③障がいのある人が普通に社会参加できるまちづくり

障がいのある人の人権問題とは、障がいのある人が、家庭や地域、学校や職場において障がいのない人と対等の立場で参加し、支え合って生きていくことが阻害されることに関する問題です。

国の障がいのある人に関する施策については、「障害者のための国連10年」の国内行動計画として昭和57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、障がいのある人が地域社会の中で普通に生活を送れる「ノーマライゼーション」と可能な限りの自立と社会参加を促進する「リハビリテーション」の理念の下、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5（1993）年）、「障害者プラン」（平成7（1995）年）などの計画が策定され、平成14（2002）年に策定された「障害者基本計画（第2次計画）」、平成25（2013）年9月には「障害者基本計画（第3次）」を経て平成30（2018）年3月に「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。

また、平成15（2003）年度からは自己決定を尊重するという理念のもと、「障害者支援費制度」が導入され、これを引き継ぐ形で平成18（2006）年度からは「障害者自立支援法」が施行され、平成25（2013）年度には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）となり、これに基づく制度が行われています。

なお、平成16（2004）年6月からは、「障害者基本法」の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、障がいを理由とする差別や権利・利益を侵害する行為を禁止する基本理念が示され、平成28（2016）年4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。市では障がいのある人の権利擁護を推進するために、野田市地域自立支援協議会を「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」に改組し、新たに権利擁護部会を設置し、障がい者支援課に差別解消相談窓口を設置しました。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領～心のバリアフリーを目指します～」を策定し、障がいを理由とする差別の解消の推進を図っています。

県では平成19（2007）年7月から障がいのある人への誤解や偏見をなくしていくために、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しています。

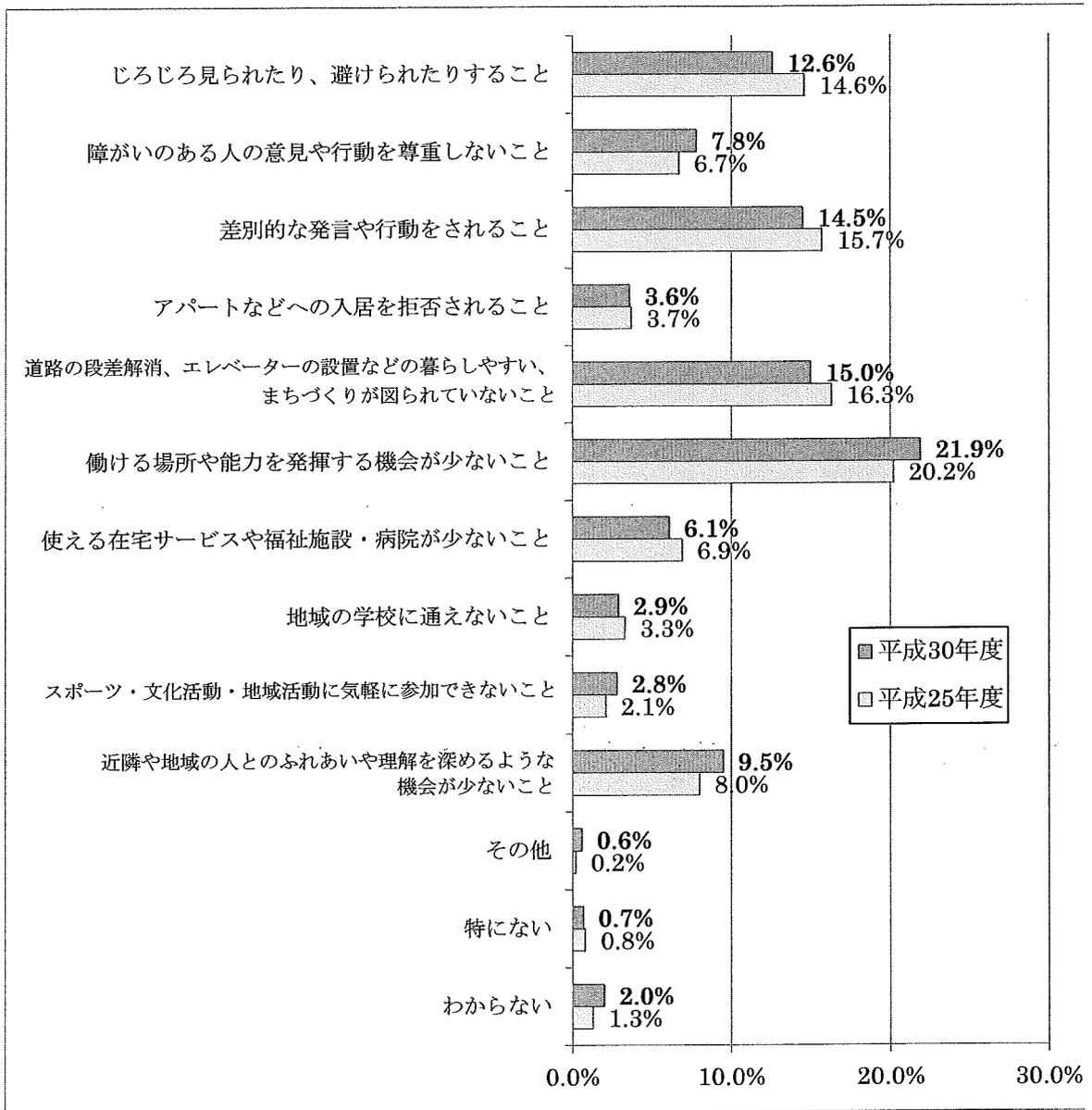
市においても、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念実現を目指し、平成11（1999）年に策定した「野田市障害者基本計画」を、平成16（2004）年3月と平成19（2007）年3月に改訂しました。その後、平成24（2012）年3月に「第2次障がい者基本計画」を策定し、平成27（2015）年3月に改訂、平成29（2017）年7月には計画期間を1年延長しました。平成31（2019）年3月に「第3次野田市障がい者基本計画」を策定し、障がい施策の基本的な方向を示す指針として施策の推進を図っています。

また、平成24（2012）年10月に「障がい者虐待防止センター」を設置し障がいのある人の相談体制の充実に努めています。

これらの変遷を経て、制度の充実が図られてきましたが、障がいのある人を取り巻く環境には、他人の何気ない視線や言葉によって人間としての尊厳が傷つけられることや、就職や借家住宅入居などに際して差別的な扱いを受けること、また、インフラ面の整備に関することなど、多様な面で障壁が存在します。

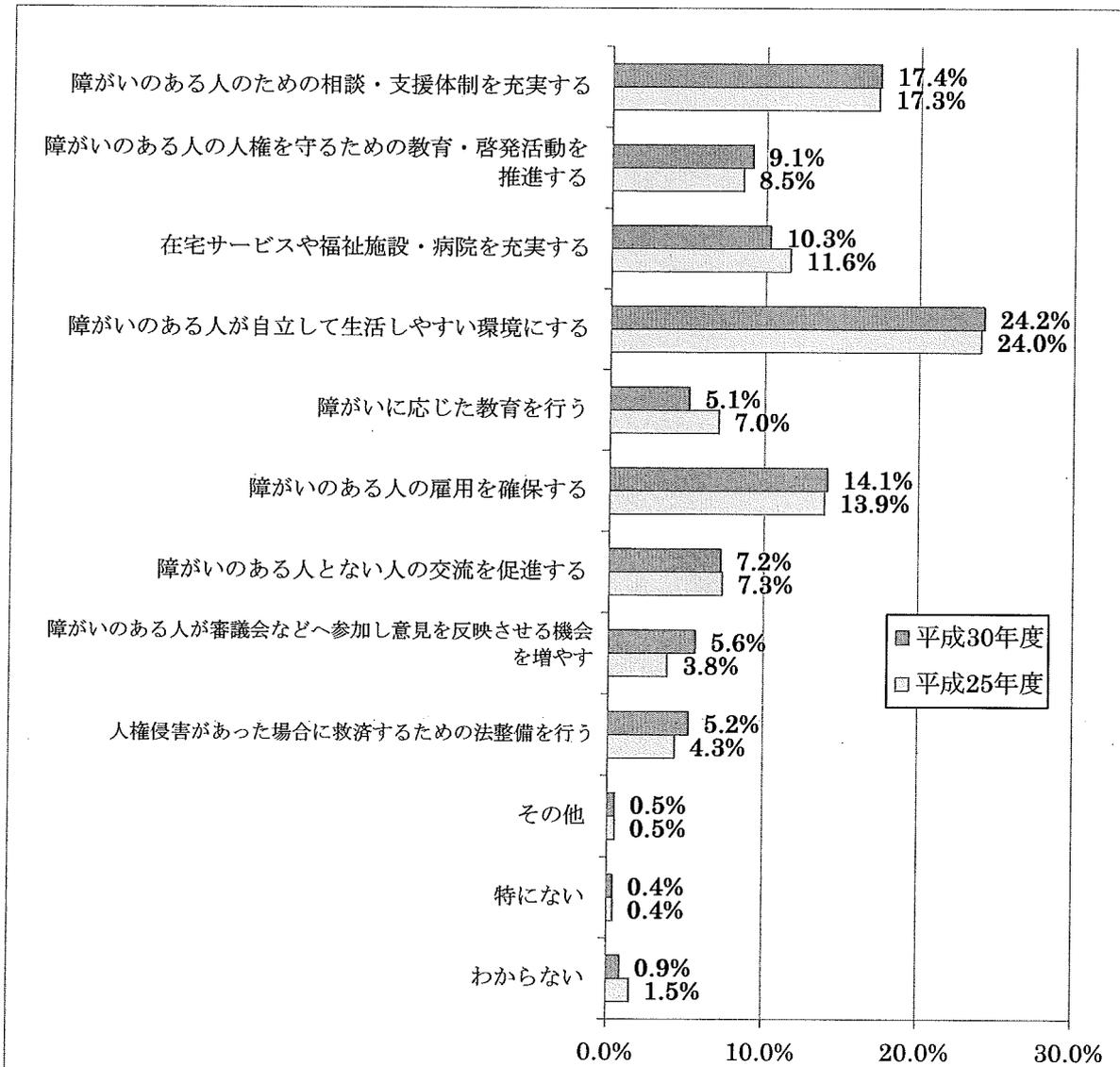
これらの障壁を取り除き、障がいのある人とない人が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を作るためには、行政だけでなく社会を構成する者それぞれが役割と責任を意識して取り組む必要があります。

（問 19）あなたは、障がいのある人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思えますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

(問20) あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答・3つまで)



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①障がいのある人に対する理解の推進と共生社会づくり

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて次の施策を推進していきます。

ア. 障がいのある人への理解促進

（担当課：障がい者支援課、指導課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、障がいのある人に対する社会全体の理解を促進すべく広報啓発などを充実し、「心のバリアフリー」について、更に促進することが重要です。

心のバリアフリーを推進するため、「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」とも協力し、市報等を通じ、障がい者差別解消をはじめとした権利擁護に対する啓発活動を行う必要があります。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 市が実施する各種イベントにおいて、「障害者差別解消法」を周知するためのパンフレットの配布
- ・ 市報等における継続的な「障害者差別解消法」・「障害者虐待防止法」等の啓発の促進
- ・ 「サンスマイル」をはじめとした、障がいのある人とない人の交流の機会の提供
- ・ 学校での「特別活動」や「総合的な学習の時間」などにおけるボランティア活動など福祉教育による障がいのある人への理解促進
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

イ. 障がいのある人への差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 （担当課：障がい者支援課）

現状・課題

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業所と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の浸透に向けた広報、啓発活動を展開することが重要です。

また、「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実などに取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組が重要です。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」と連携し、障がいを理由とする差別の解消の推進と、障がい特性の理解の推進
- ・ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、障がいのある人の権利擁護や虐待防止の推進
- ・ 障害年金などの個人の財産を、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるような支援の実施
- ・ 市の関係する民間事業所向け説明会などでの「障害者差別解消法」に関する説明や資料配布の実施

施策の方向 ②障がいのある人が自立して安心して生活できる環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供される必要があります。

「人権意識調査」の結果では、「障がいのある人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が21.9%、「道路の段差解消、エレベーターの設置などの暮らしやすいまちづくりが図られていないこと」が15.0%、となっています。

また、「障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いでは、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が24.2%、「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」が17.4%となっています。

このようなことから、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりや、相談・支援体制の充実が求められています。

ア. 相談支援体制の充実

（担当課：障がい者支援課、保健センター、指導課）

現状・課題

「障害者総合支援法」を基に、障がい種別にかかわらずサービスが一元化され、利用者が必要とするサービスの提供が行われており、相談支援事業者をはじめ、「当事者関係相談」や「専門相談」を定期的に開催しながら、障害福祉サービス事業所等と連携して、様々な障がい種別に対応した相談支援体制の充実に努めています。

また、障がい者支援課に「障がい者虐待防止センター」の機能を持たせ、通報や相談に応じています。

発達に課題があり、保護者の受容が難しい場合や、スムーズに療育に繋がらないことがあるため、より丁寧な相談支援を実施する必要があります。

疾病予防や障がいの早期発見・治療・療養体制については、母子健康管理事業や生活習慣病予防事業を推進するとともに、医療機関との連携に

より健康知識の普及と受診率の向上に努める必要があります。

乳幼児健康診査の未受診者に対しては、未受診フォロー体制により全数状況把握し、受診勧奨を実施していますが、受診につながらないケースがあります。未受診者には、虐待のリスク、家庭環境や養育状況を確認する必要があるため、受診勧奨だけではなく、現状を把握しながら、個別の支援、関係機関との連携に努めています。

生活習慣病予防事業として、がん検診や特定健康診査を実施していますが、受診率が横ばいの状況にあることから、受診の向上を図る必要があります。

教育では、学校が関係機関や保護者との窓口の役割を果たせるよう、市内全ての小中学校において、校長が特別支援教育コーディネーターを指名しています。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

発達に課題がある場合、保護者の理解や受容を促し、スムーズに療育に繋げるために、子ども支援室で新規事業として子ども発達相談支援事業を開始しました。引き続き乳幼児健康診査未受診者への早期対応をし、関係機関とともに状況把握に努めるとともに、支援が必要なケースについては、個別の対応を実施し、障がいや虐待の早期発見、支援につなげていきます。今後がん検診や特定健康診査の受診率向上を図り、生活習慣病予防に努めます。

主な取組

- ・ 「障害者総合支援法」第77条の2に基づく基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所間の連携の強化
- ・ 地域生活支援拠点整備における、短期入所、グループホーム整備と併せた相談支援の充実
- ・ 相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有のための連携の強化
- ・ 「当事者関係者相談」や障がい者相談員等による「専門相談」の実施
- ・ 妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として、子ども支援室の開設に伴う、関係機関と連携した切れ目ない継続的な支援の実施

- ・ 乳幼児健康診査の全数受診に努め、未受診者には対象月の翌月には未受診者訪問を行い受診勧奨、未受診理由の早期把握の実施
- ・ 乳幼児健診受診者には、医師・歯科医師の診察だけでなく、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・理学療法士など多職種による支援を行い、障がいの早期発見、早期支援に努める
- ・ 学校が関係機関や保護者との窓口の役割を果たせるよう、市内全ての小中学校において、校長による特別支援教育コーディネーターの指名配置

イ. 障がいのある人の雇用（担当課：障がい者支援課、商工観光課）

現状・課題

市内の企業において、障がい者の法定雇用率※（2.2％）は未達成のため、法定雇用率の達成に努める必要があります。

大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について要請しながら、様々な障がいに応じた就労支援を行う体制を整える必要があります。

取組の方針

「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が就労の支援の中心的役割を担い、情報交換を行うことで、障がいのある人に対する就労支援を推進していきます。

大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう要請するとともに、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、企業に就労し、就労定着することを支援します。

主な取組

- ・ 「野田市雇用促進奨励金制度」、「障がい者職場実習奨励金制度」、「野田市起業家支援事業」の一層の活用、IT機器操作などの職業訓練の推進
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が中心的役割を担い、情報交換を行うことによる、障がいのある人に対する就労支援の推進

※ 法定雇用率／民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）」に基づき、それぞれの労働者・職員数の割合に応じて一定数以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。「障害者雇用促進法」施行令が平成30（2018）年4月1日に改正され、法定雇用率は2.0％から2.2％となっています。（ハローワーク野田管内の雇用率は1.65％（平成30（2018）年6月現在））

ウ. 障がいのある人の住宅環境の向上（担当課：営繕課）

現状・課題

障がいのある人の住宅環境の向上を図るため住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援を実施していますが、制度の周知に努めているものの活用実績がありませんので、更なる制度の周知に努める必要があります。

取組の方針

障がいのある人の住宅環境の向上について、関係部署と連携し制度の周知、利用促進を進めます。

主な取組

- ・ 関係部署と連携した制度の周知、利用促進
- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の協力不動産店の拡大

施策の方向 ③障がいのある人が普通に社会参加できるまちづくり

障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障がいのある人にとって利用しやすいものへと変えていくことが非常に重要です。

ア. 福祉のまちづくり

（担当課：生活支援課、障がい者支援課、生涯学習課、公民館）

現状・課題

物心両面のバリアフリー化の推進として、「福祉のまちづくりパトロール」の取組によるハード面の整備、「福祉のまちづくりフェスティバル」や「福祉のまちづくり講座」によるソフト面での啓発、意思疎通支援者派遣・設置手話通訳者の配置事業など移動やコミュニケーション手段の確保などに取り組んでいます。

手話を必要とする人の意思疎通支援を行う手話通訳者が少ないことや手話以外にも障がいの特性によって、いろいろなコミュニケーション手段を必要としている人がいます。

更なる社会参加促進のために、障がいのある人自身が相談員として相談を受ける当事者相談・関係者相談や地区社会福祉協議会による地域での触れ合い事業の活用などの支援に取り組んでいく必要があります。

取組の方針

「第3次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して」に向けて施策を推進していきます。

主な取組

- ・ 「福祉のまちづくりパトロール」の取組によるハード面の整備、「福祉のまちづくりフェスティバル」や「福祉のまちづくり講座」によるソフト面での啓発、意思疎通支援者派遣・設置手話通訳者の配置事業による移動やコミュニケーション手段の確保
- ・ 手話言語条例の制定を検討し、手話を言語として明確に位置付け、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策の推進
- ・ 障がいの特性に応じたコミュニケーションに関する条例の制定を検討し、すべての障がい特性による意思疎通に関する施策の推進
- ・ 障がいのある人自身が相談員として相談を受ける当事者相談・関係者

5 同和問題

施策の方向	①教育・啓発事業の推進
-------	-------------

同和問題とは、日本の歴史の過程で人為的につくられた身分階層構造に基づく差別で、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

昭和44（1969）年の「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、3度にわたって制定された特別法に基づき、国及び地方公共団体は、同和問題に対して特別対策を実施してきました。

平成8（1996）年11月にそれまでの取組の成果や国の地域改善対策協議会の意見具申を踏まえて、野田市同和对策審議会は「法期限後における、野田市の同和对策のあり方」についての意見具申を行いました。

市はこれを尊重して、必要な事業の見直しを進めるとともに、平成12（2000）年4月に、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため「人権施策推進課」を設置し、平成14（2002）年2月には人権施策推進の基本指針となる「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画を策定しました。

その後、平成17（2005）年度には同計画の期間が満了したことから、人権施策を推進するための基本方針として、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定し、平成21（2009）年度と平成26（2014）年度の改訂を経て、現在まで人権に関する諸施策を総合的・効果的に推進してきました。

このような中、「部落差別解消推進法」が、平成28（2016）年12月に成立しました。この法律は、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識の下に、部落差別を解消することを目的として施行されました。国や地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を行うことを求めており、その結果として国民一人一人の理解が自発的に深まり、「部落差別のない社会が実現される」ことを目的としています。

施策の方向 ①教育・啓発事業の推進

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）」の計画期間が令和元（2019）年度で終了することから、人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）の策定を進めて、令和2（2020）年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組むこととなります。

ア. 差別意識の解消に向けた施策

（担当課：人権・男女共同参画推進課、指導課、生涯学習課）

現状・課題

「人権意識調査」の結果では、「親しく付き合っている隣近所の人や友だちなどが「同和地区」出身者であるとわかった時、どうしますか」という問いに対して、「これまでと同じように親しくつきあう」が83.4%で最多の回答でした。また、「もし仮にあなたの結婚しようとする相手が「同和地区」出身者であるとわかった時、どうしますか」という問いに対して、67.2%が「結婚する」（「相手の出身など問題にしない」、「迷いながらも結婚の意思は変わらない」の計。）との回答でした。

前回（平成25（2013）年）と比較すると多少の増減はあるもののほぼ横ばいの結果となっており、なお差別意識が見られることから、学校、地域、職場などの分野において、同和問題の歴史やこれまでの取組についての正しい知識を提供しつつ、引き続き教育・啓発の取組が必要となっています。

近年では、インターネット等に差別を助長するような書き込みをする等の行為が発生しています。また、同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な要求をする「えせ同和行為」が全国的に横行しており、その根絶が求められています。

同和問題に関する差別意識は、着実に解消に向かっているものの結婚問題を中心に依然として存在しており、これまでの人権教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の取組を積極的に推進していく必要があります。

平成25（2013）年度には、啓発事業の効果を上げるため一般向けの講演会は国・県の補助対象事業があるときに限り実施することとし、その他の年度では、各種団体等に出向き出前講座を開催するよう改善しました。

また、福社会館では、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として公民館や関係団体と連携しながら、地域交流事業、啓発事業、相談事業などの事業を実施しています。集会所では、広く人権課題に対する理解と認識を深めるため、社会教育に関する活動の総合的な推進に努めています。

取組の方針

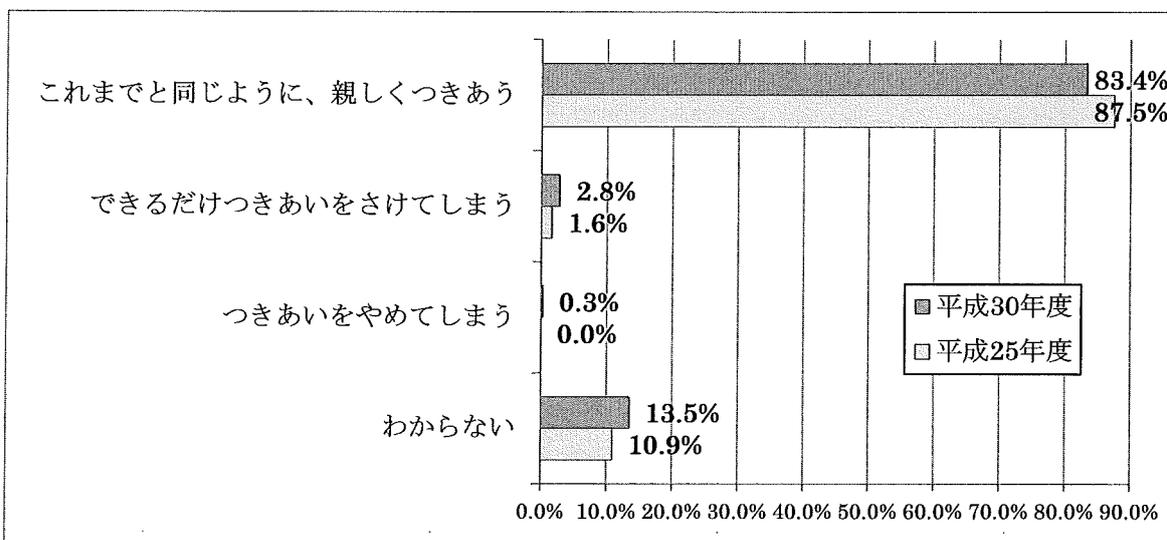
これまでの人権教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の取組を積極的に推進していきます。

また、同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な取り組みを支援するとともに、住民相互の交流事業の実施や相談事業の更なる充実を図ります。

主な取組

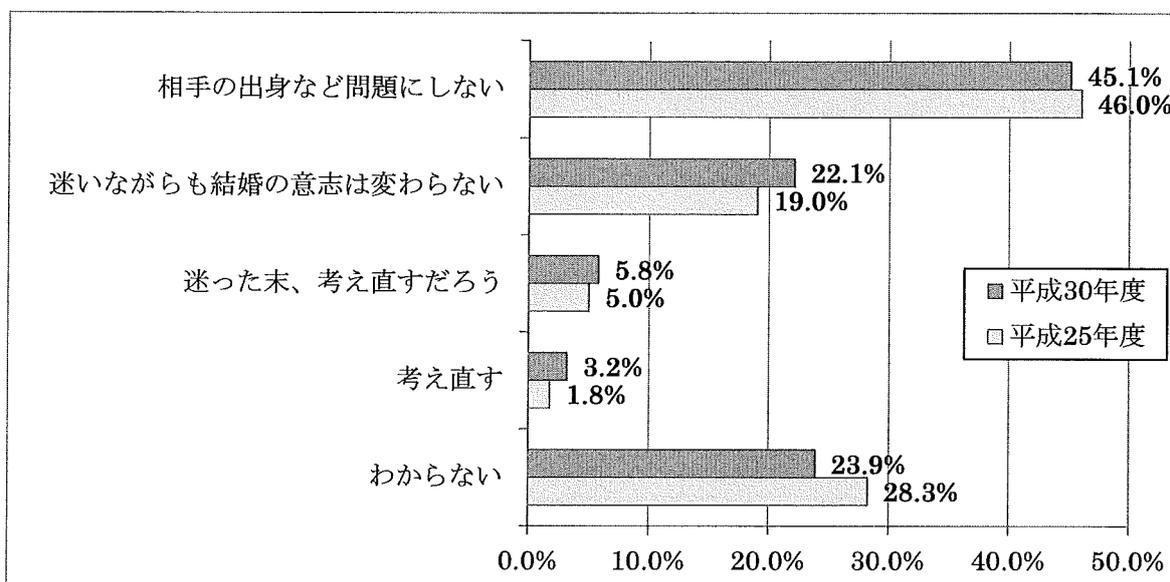
- ・ 差別意識の解消に向けた、講演会や研修会などの開催、啓発資料の作成や配布などによる、あらゆる場における教育・啓発の推進
- ・ 国・県の委託事業を受けた一般向け講演会の実施及びその他の年度に、各種団体等に出向いた出前講座の実施
- ・ 地域住民を対象にした福社会館による人権学習会の開催
- ・ 関係機関、企業などと連携し、同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」の排除のための啓発の推進
- ・ 同和問題を歴史的に正しく理解するとともに、認識を深めるための、教職員研修会などの開催
- ・ 同和問題の解決を図るための住民相互の交流事業の開催と相談事業の更なる充実

（問 23）あなたは、親しくつきあっている隣近所の人や友だちなどが、「同和地区」出身であるとわかった時、どうしますか。



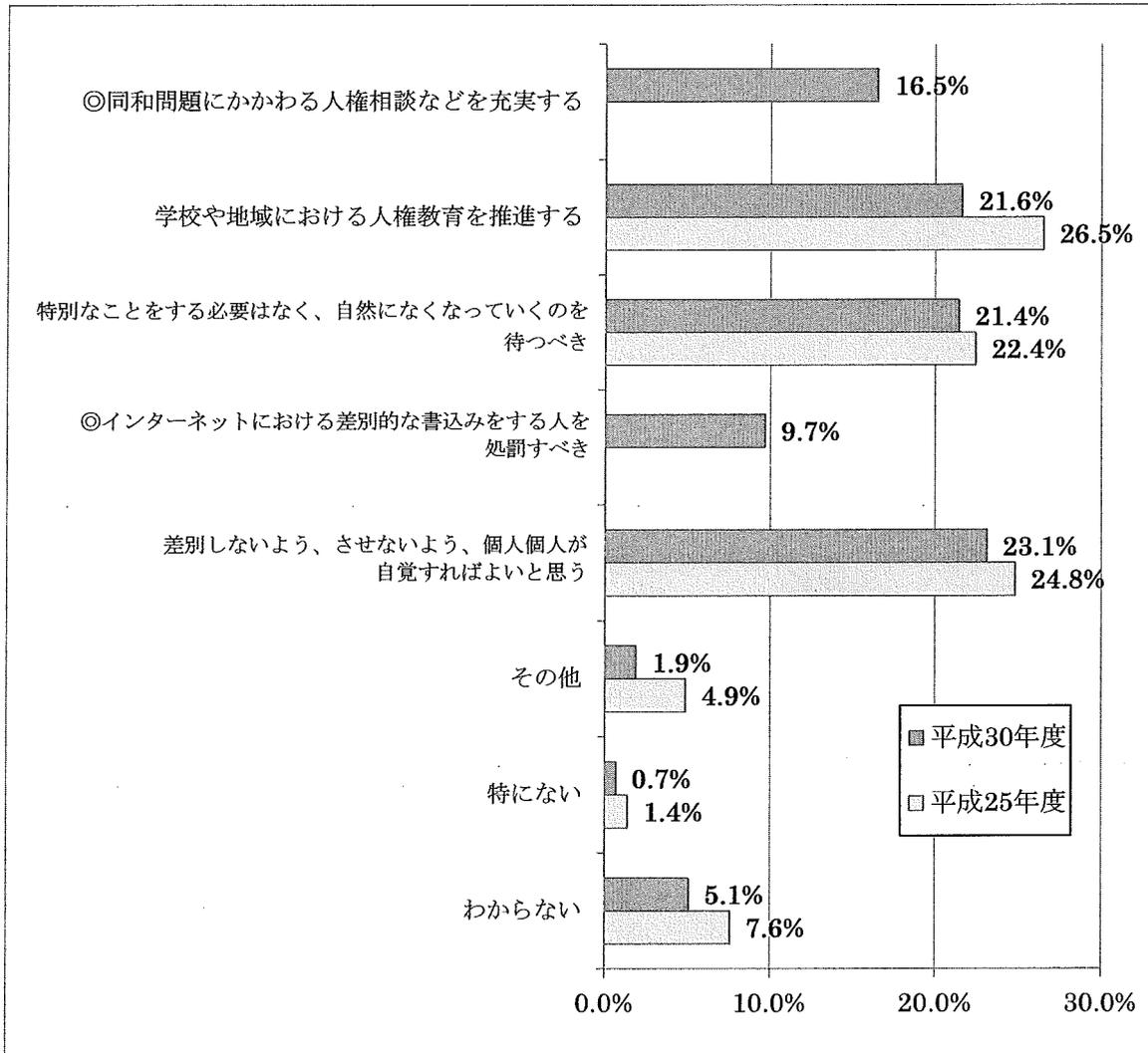
資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問 24）もし仮に、あなたの結婚しようとする相手が「同和地区」出身であるとわかった時、あなたはどうしますか。（複数回答）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問 26）同和問題の解決に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

6 外国人

施策の方向	①生活情報などの提供
	②外国人への理解と交流

外国人の人権問題とは、日本国の国籍を持っていない人が国内で生活する上で言葉や文化、生活習慣の違いに起因し、誤解・偏見により差別を受けることや言葉が通じないことによりコミュニケーションがとれず、日本人と同等に医療機関などの利用や行政サービスを受けない問題のことです。

近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっており、このような状況を踏まえ、平成28（2016）年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。

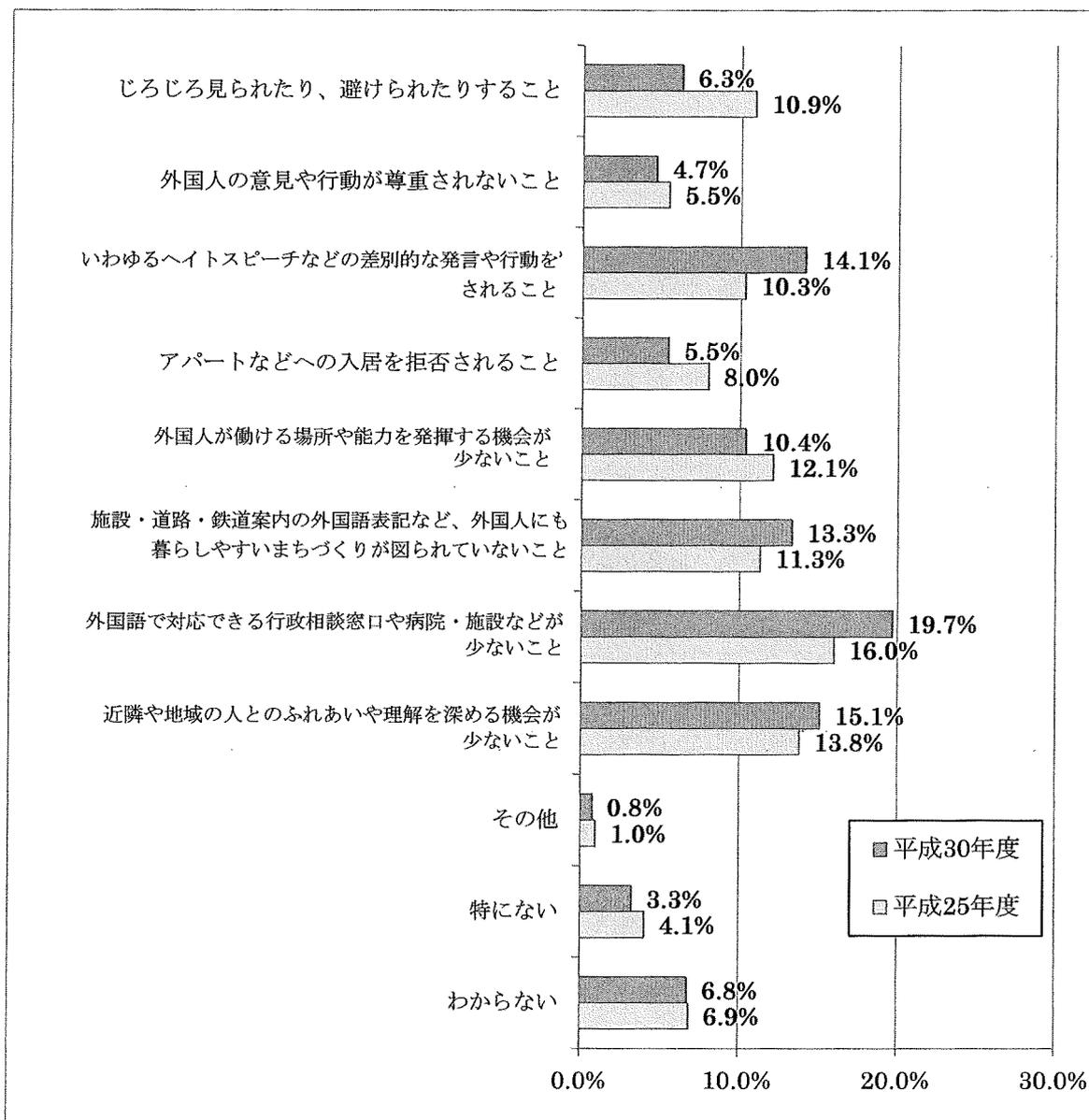
近年の国際社会を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、市においても、令和元（2019）年11月1日現在、61か国、3,325人の外国籍の市民が定住・滞在しており、前年に比べ411人の増加となっています。今後も出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行により在留資格の拡大が図られたことから、在住外国人の増加が見込まれます。

「人権意識調査」の結果では、「外国人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、最も多かった回答が、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」が19.7%、次いで「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」が15.1%でした。

また、「外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対しては、最も多かった回答が、「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」で21.0%、次いで「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」で16.4%となっています。

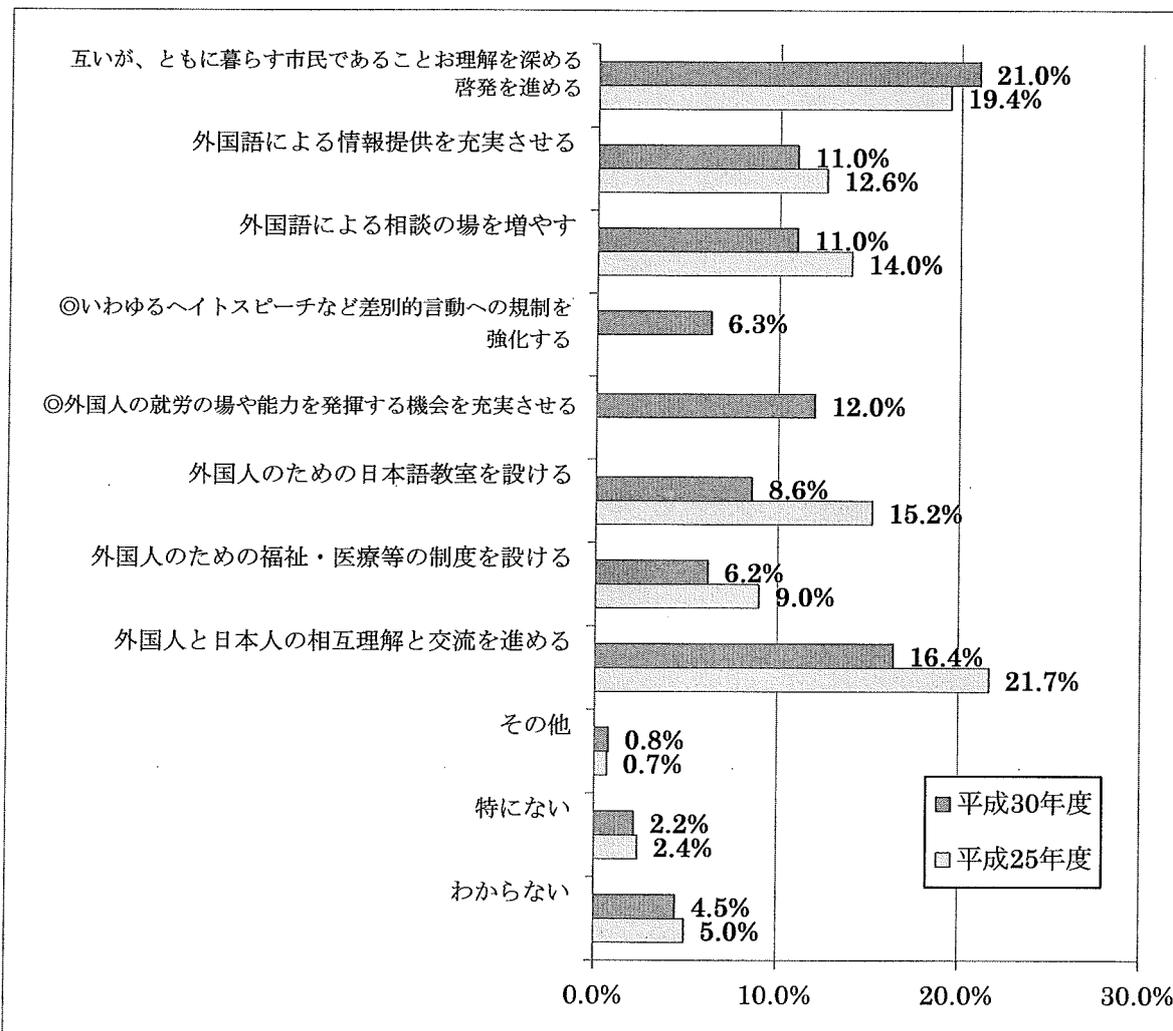
このようなことから、市で生活している外国人に対する行政サービスの充実や、理解と交流を図るための施策を推進することが求められています。

（問 27）あなたは、外国人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問28）あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①生活情報などの提供

ア. 多言語による情報提供

（担当課：企画調整課、市民課、国保年金課、広報広聴課、営繕課、行政管理課）

現状・課題

一般に外国人は、日本で生活するに当たって言語の違いなどにより行政サービスについて十分な情報が得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの問題が指摘されています。

市内に在住する外国人の方が少しでも安心して生活ができるよう、市報等の行政情報についてスマホアプリを活用した多言語化、外国人相談窓口の設置など、本市に効果的に導入できる事業を実施していく必要性が高まっています。

また、窓口サービスにおいても、多言語による表記や案内が必要となっていることから、スマホアプリなどを活用した、多言語に対応した行政サービスの提供が求められています。

取組の方針

言語の違いなどにより外国人が行政サービスについて十分な情報が得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの問題の解消を図ります。

主な取組

- ・ 行政窓口でのサービス業務案内の多言語化の推進
- ・ カタログポケットなどのスマホアプリを活用した、自動翻訳に対応した行政サービスの情報提供
- ・ 市民活動団体と連携した、日常生活のサポート
- ・ 国民健康保険制度における、適切な医療と健康管理に資するサービスの周知
- ・ 外国人相談窓口の設置などの検討

施策の方向 ②外国人への理解と交流

近年の国際化社会を反映して、市においても様々な国籍や民族の人たちが生活するようになりました。

しかし、日本で暮らす外国人をめぐっては、言語、習慣、宗教などの違いから相互理解がまだ十分ではなく、様々な誤解が生じる場合があることから、今後は、異文化を理解し認め合い対等な関係を築きながら共に生きる多文化共生社会を形成していくことが求められています。

ア. 野田市国際交流協会等の協力を得た国際交流の推進及び国際理解教育の推進（担当課：企画調整課、指導課、商工観光課）

現状・課題

その国の事情や民族文化への理解不足により偏見や差別が発生する場合もあることから、交流を深め、互いの文化の違いを認め合うことが重要です。

野田市国際交流協会が行う国際交流フェスタ、外国料理教室、外国人と自由におしゃべりをするサロンなどのイベント活動等を通して、異文化交流が図られています。

同協会では、外国人向けに日曜日と月曜日の週2回日本語教室を開催し、言葉の壁を軽減することで、日本での生活がしやすいようにサポートしており、市ではこれらの活動を通して、多くの市民と外国人の交流が友好に図られるように同協会の活動を支援しています。

また、在住外国人が就労のために必要な日本語学習の支援や資格取得については必要に応じて職業訓練センターと連携していくこととしており、また日本語が不自由な小中学生への日本語学習の支援については各学校において民間を活用し実施しています。

取組の方針

次代を担う世代が、自国と外国の文化を理解し尊重する意識を育てることができるよう施策を推進します。

主な取組

- ・ 草の根レベルの市民主体の異文化交流、相互理解の推進
- ・ 野田市国際交流協会の活動の支援
- ・ 小中学校における外国語学習等の充実
- ・ 外国語や総合的な学習の時間などにおいて様々な国の人と交流し、異文化を体験できるよう、野田市国際交流協会と連携を図りながら行う国際理解教育の推進
- ・ 在住外国人が就労のために必要な日本語学習の支援や資格取得のための講座の実施について、必要に応じて職業訓練センターと連携した実施
- ・ 民間を活用した日本語が不自由な外国人児童、生徒への日本語教育の実施

7 HIV感染者など

施策の方向	①教育・啓発事業の充実
-------	-------------

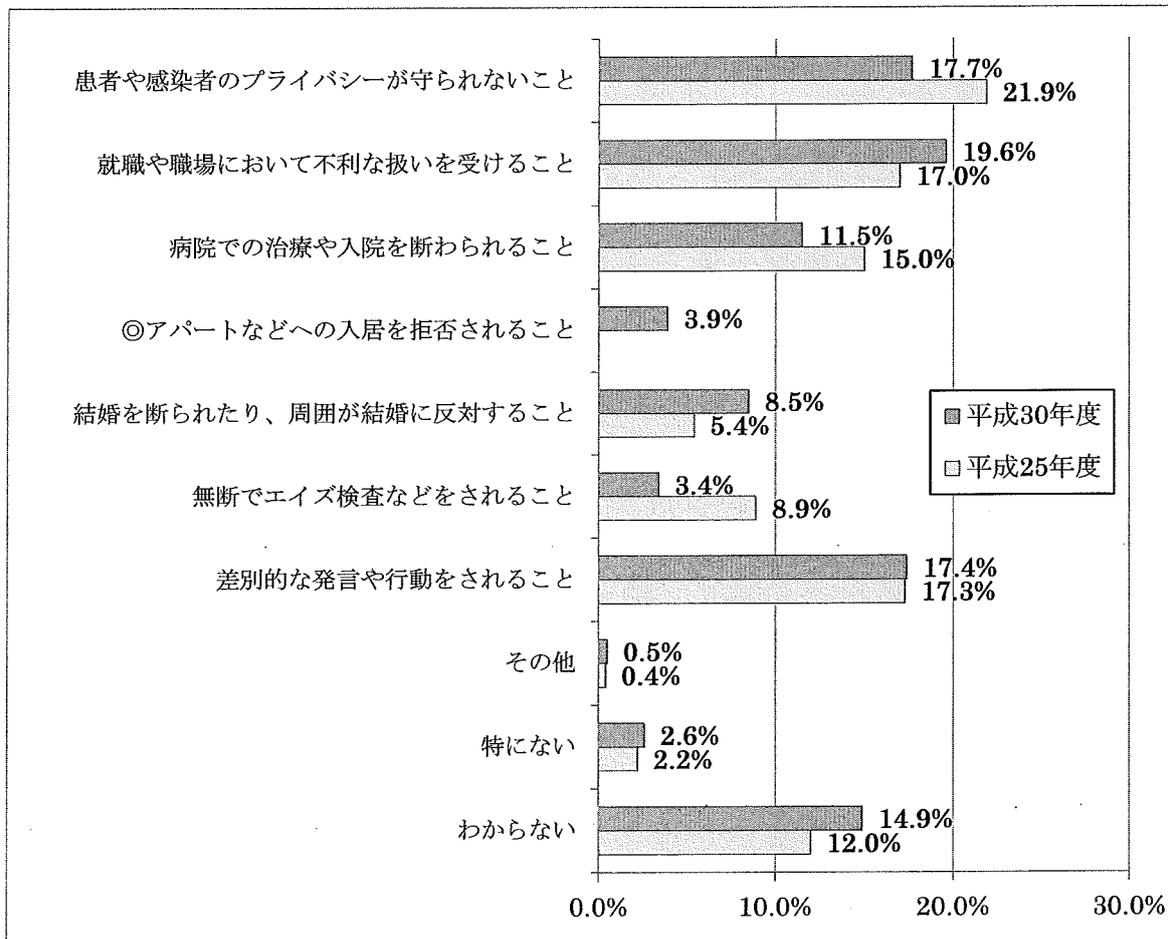
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）やハンセン病などの感染症に対する正しい知識や理解の不足から、これらの感染症にかかった患者・元患者等が周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題です。

厚生労働省エイズ動向委員会の報告では、平成30（2018）年12月末現在、昭和60（1985）年からの累計の全国のHIVの感染者は20,836人、エイズ患者は9,313人ですが、毎年新規報告者数はやや減少傾向にあります。しかしながら、保健所におけるHIV抗体検査件数や相談件数が増えており、一層の支援策の推進が求められています。

ハンセン病患者については、明治40（1907）年に制定された「らい予防法」が平成8（1996）年に廃止されるまで隔離政策が行われ、平成13（2001）年の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行により、ハンセン病問題の全面的解決に向けての本格的な取組が始まりました。

また、差別や偏見の解消を進めるため、平成21（2009）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関わる法律」が施行され、令和元（2019）年11月には、ハンセン病の元患者家族に最大180万円を支給する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

（問 29）あなたは、エイズ患者・HIV感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①教育・啓発の充実

- ア. 様々な感染症に関する教育、啓発の取組
 （担当課：保健センター、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

「人権意識調査」の結果では、「エイズ患者・HIV感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」との問いに対して、最多の回答が「就職や職場において不利な扱いを受けるこ

と」で 19.6%と前回より 2.6 ポイント増加しています。次いで前回よりも低下していますが、「患者や感染者のプライバシーが守られないこと」が 17.7%となっております。H I V が性的接触以外の日常生活で感染する心配がないことは一般的に認識されつつありますが、前出の調査の結果は、感染を明らかにした上で普通に社会生活を送ることは依然困難であることを示しています。

思春期教育講演会後の生徒へのアンケート結果では、「命の大切さ」や「人への思いやりの大切さ」等の感想が多くありました。

若年妊娠や性感染症の増加があり、正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。

また、肝炎ウイルス検診、結核検診の周知に努める必要があります。

ハンセン病についても、正しい知識の普及啓発に努め、差別や偏見の解消に向け努力することが求められています。

新たな感染症に対しては、国、県からの感染症情報を的確に市民に提供する必要があります。

取組の方針

正しい知識の普及啓発を通じて、差別や偏見の解消に向け努めます。

主な取組

- ・ 国・県の実施する事業などに協力し、公共機関や医療機関などへのポスターの掲出、エイズ無料検査及び相談事業などについての広報の実施
- ・ 思春期の人工妊娠中絶や性感染症など、性に対する正しい知識の普及のため、市内中学校を会場に、生徒やその保護者なども聴講できる「思春期教育講演会」の開催
- ・ 肝炎ウイルスや、結核などの疾病検診についての更なる周知
- ・ ハンセン病を正しく理解するための講演会などの開催

8 様々な人権課題など

施策の方向	①様々な人権課題への理解のための教育・啓発の推進
	②関係機関や団体との連携

現在の日本社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも多種多様な人権問題が存在しており、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる偏見や差別のない社会を実現するため、正しい理解と行動を促すためのさらなる教育と啓発が必要です。

◎ 刑を終えて出所した人

（担当課：生活支援課、人権・男女共同参画推進課）

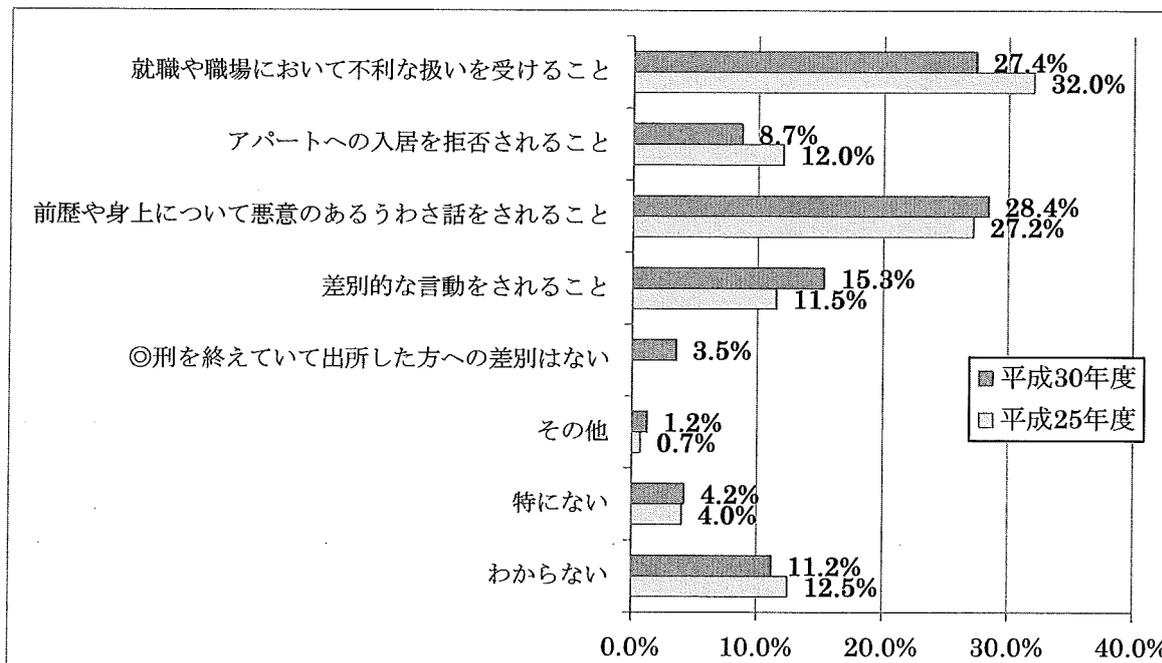
現状・課題

刑を終えて出所した人は俗に「前科者」などと呼ばれ、前科を持つ人は怖いとか、信用できないというような偏見を持たれることや、住居の確保、就職、結婚など社会生活の様々な場面において差別を受けることなどが、社会参加や社会復帰する際の障害となっています。

「人権意識調査」の結果では、「刑を終えて出所した人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「前歴や身上について悪意のあるうわさ話をされること」が28.4%で最も多く、次いで「就職や職場において不利な扱いを受けること」が27.4%となっており、社会復帰に向けた地域の理解の促進などが求められています。

「社会を明るくする運動」における保護司会や更生保護女性会の啓発活動を通じて地域の理解を深めるとともに、犯罪や非行の防止についても、関係機関や団体と連携し啓発を行っていますが、本人に強い意欲があっても、地域の中での偏見や差別意識、最近の不況下での就労先確保の困難さなどから、社会復帰に向けた活動は厳しい状況にあります。

（問30）あなたは、刑を終えて出所した人の人権に関することで、どのようなことが問題だと思えますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

地域の理解を深めるために、「社会を明るくする運動」を全体会、地区啓発活動を継続して実施し、犯罪や非行の防止を図ります。

主な取組

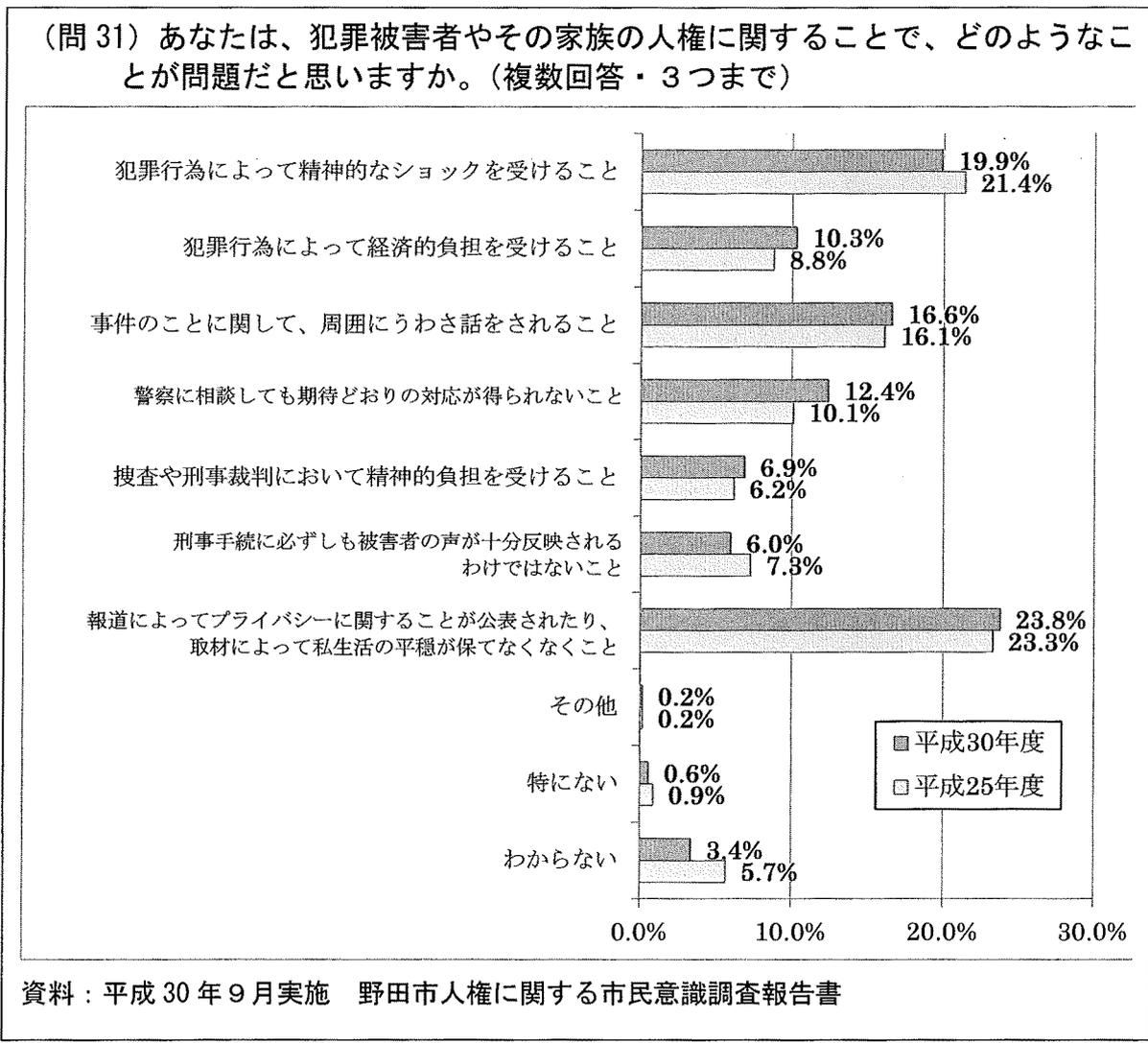
- ・ 「社会を明るくする運動」における保護司会や更生保護女性会の啓発活動を通じた、更なる地域の理解の促進
- ・ 犯罪や非行の防止について、関係機関や団体と連携した啓発

◎ 犯罪被害者やその家族 （担当課：人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により直接被害を受けるだけでなく、その後の裁判等を通じて被る精神的負担や経済的負担を強いられます。また、マスコミ等の報道により、プライバシーが侵害されるなどの二次的被害を受ける問題も起こっています。

「人権意識調査」の結果では、「犯罪被害者やその家族の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が23.8%で最も多くなっており、社会全体で犯罪被害者やその家族を支えていく意識を醸成するための啓発活動や支援体制の整備などが求められています。



取組の方針

国・県の動きを注視しつつ、啓発活動などについて法務局や保護司会など関係機関との連携に努めます。

主な取組

- ・ 国・県の動きを注視しつつ、啓発活動などについて法務局や保護司会など関係機関との連携の強化
- ・ 各人権講演会等の様々な機会を利用した、市民への啓発の推進

◎ インターネットなどによる人権侵害

（担当課：指導課、青少年課、総務課、人事課、人権・男女共同参画推進課）

現状・課題

インターネットの普及に伴い、様々な情報が素早く、簡単に入手できるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。しかしその一方で、インターネット上では、他人を誹謗中傷する表現、差別を助長する表現、悪質な差別情報の流布など人権にかかわる問題が多く発生しています。

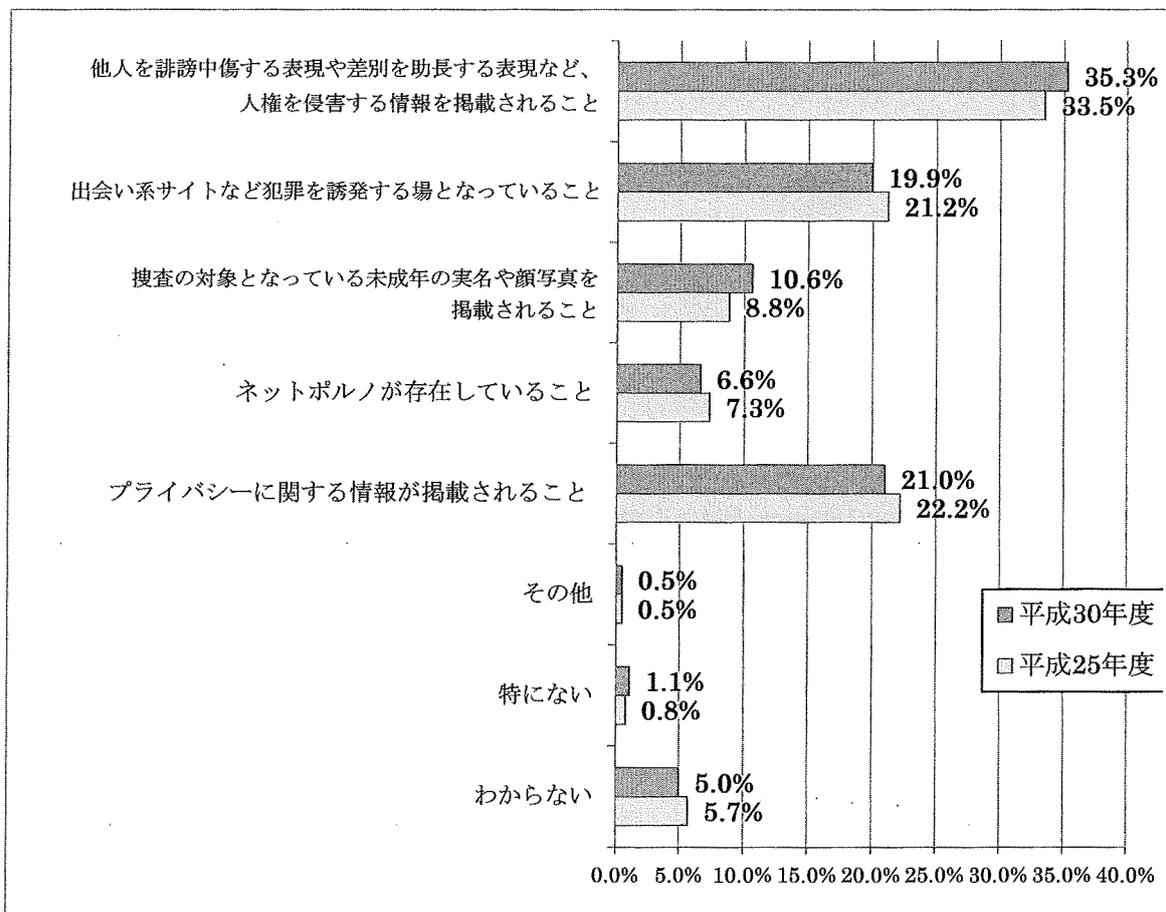
さらに、携帯電話やパソコンのネットからの有害情報の氾濫などが誘因となり、子どもたちが犯罪に巻き込まれるなど、社会環境の悪化が懸念されています。

インターネットや携帯電話の利用者は低年齢層まで拡大しており、学校教育におけるパソコンの授業を通じて、サイト利用やメールマナーなどについて指導することが重要です。

インターネット環境が日々変わっている状況に対応した最新の情報モラル・ルールなどの研修会・啓発が必要となります。

「人権意識調査」において、「インターネットを利用した人権問題についてどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載されること」が35.3%で最も多く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が21.0%となっており、インターネット情報モラルの啓発の必要性が求められています。

（問 32）あなたは、インターネットを利用した人権問題についてどのようなことが問題だと思えますか。（複数回答・3つまで）



資料：平成 30 年 9 月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

最新のインターネット情報モラルについての啓発に取り組みます。

主な取組

- ・ 小中学校における、全教育過程を通じた「情報社会に参画する態度」の育成及び発達段階に応じた情報モラル教育の推進
- ・ 専門性のある講師による、最新のインターネット情報モラルについて啓発するための授業や研修会の実施

- ・ 最新のインターネット情報モラルについて啓発するための、保護者等の大人を対象にした、日々変わっていくインターネット環境に対応した情報モラル・ルールなどの研修会等の実施
- ・ 市民に対しての、インターネットなどを利用する際のモラル・ルールなどについての教育・啓発の推進
- ・ 市における、個人情報保護条例に基づいた個人情報の適切な管理及び市で利用するシステムの安全性の確保と研修などによる職員の啓発
- ・ インターネットによる人権侵害に対して適切に対応するため、法務局などの関係機関との連携・協力

◎ 性的少数者の人権（担当課：人権・男女共同参画推進課、指導課）

現状・課題

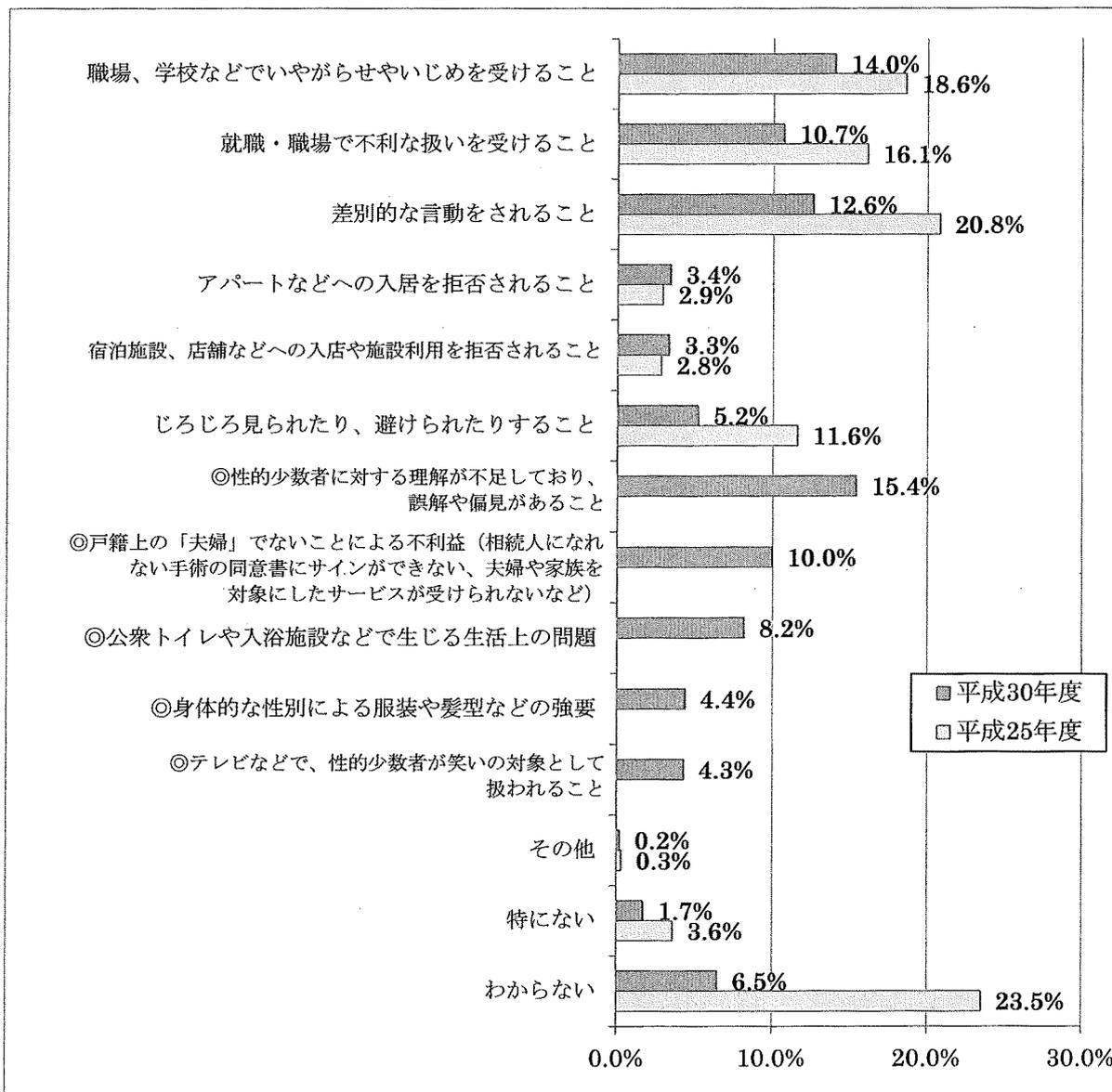
性的少数者とは、「セクシュアルマイノリティ」や「LGBT」とも呼ばれ、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、あるいは、性同一性障害のある人などを総称してこのように表現しています。これらの性的少数者の人々に対しての偏見や差別は人権問題です。

「人権意識調査」では、「いわゆるLGBTなどの性的少数者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか」との問いに対して、「性的少数者に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」と回答した方が15.4%と最多で、次いで「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が14.0%と、前回に比べ4.6ポイント下がっていることから、LGBTなどの性的少数者に対する理解は進んでいることがうかがえます。

また、「いわゆるLGBTなどの性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」との問いに対して、「正しく理解するための教育や啓発を行う」と回答した方が34.3%と最多で、次いで「各自治体や企業などの取組により、社会全体の意識を高める努力をする」が18.6%となっていることから、性的少数者という理由で偏見や差別することなく、人それぞれの生き方を尊重する社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において、啓発活動の充実を図る必要があります。

学校においては、身体の性、心の性、社会的な性、好きになる性の4つのものさしで多様な性を認め、お互いに尊重し合うことが大切であることを学校人権教育の中で扱っています。

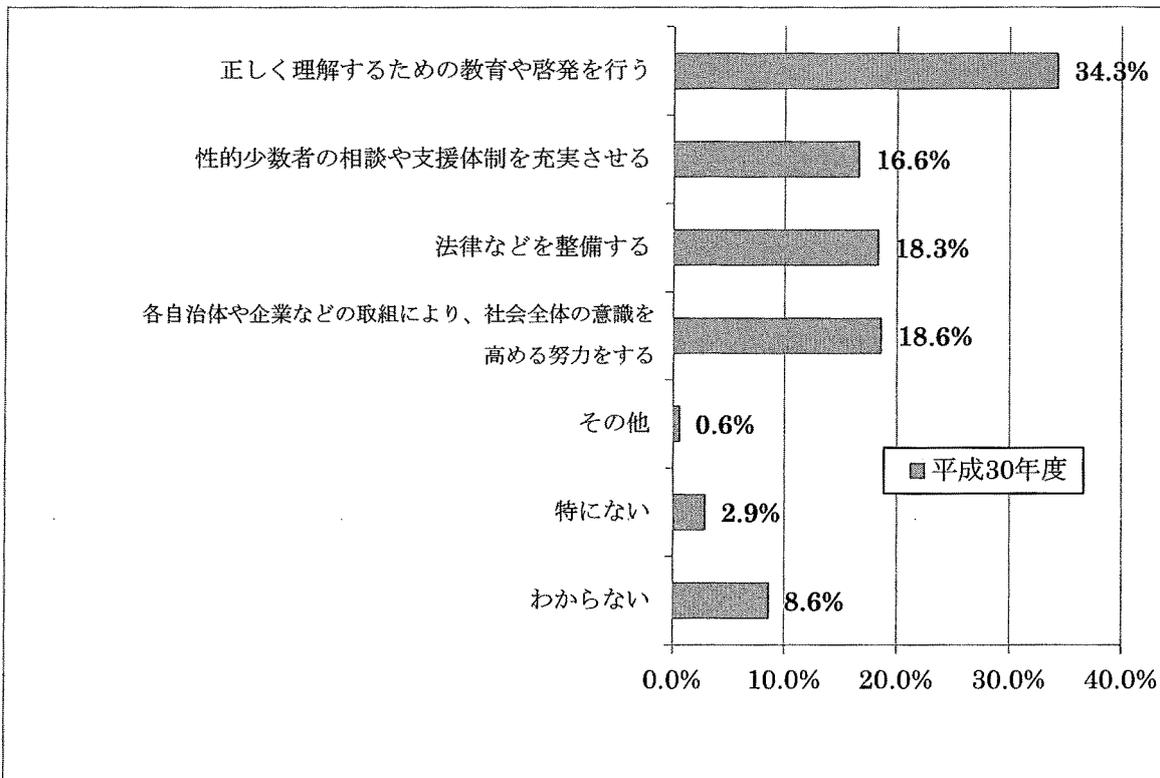
（問33）あなたは、いわゆるLGBTなどの性的少数者の人権に関することで、どのようなことが問題だと思いますか。（複数回答）◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

（問34）あなたは、いわゆるLGBTなどの性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答・3つまで）

☆今回追加した質問事項



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

性的少数者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組めます。

学校においては、教職員が適切に対応できるよう啓発や研修に取り組むとともに、児童生徒への教育を推進します。

主な取組

- ・ 様々な場面を活用した性的少数者の人権擁護を図るための市民への啓発の推進
- ・ 「学校人権教育指導者養成講座」や「新規採用教職員研修」など、様々な場面を活用した性的少数者研修会等の実施

◎ 大規模災害に関する人権問題

（担当課：人権・男女共同参画推進課、防災安全課）

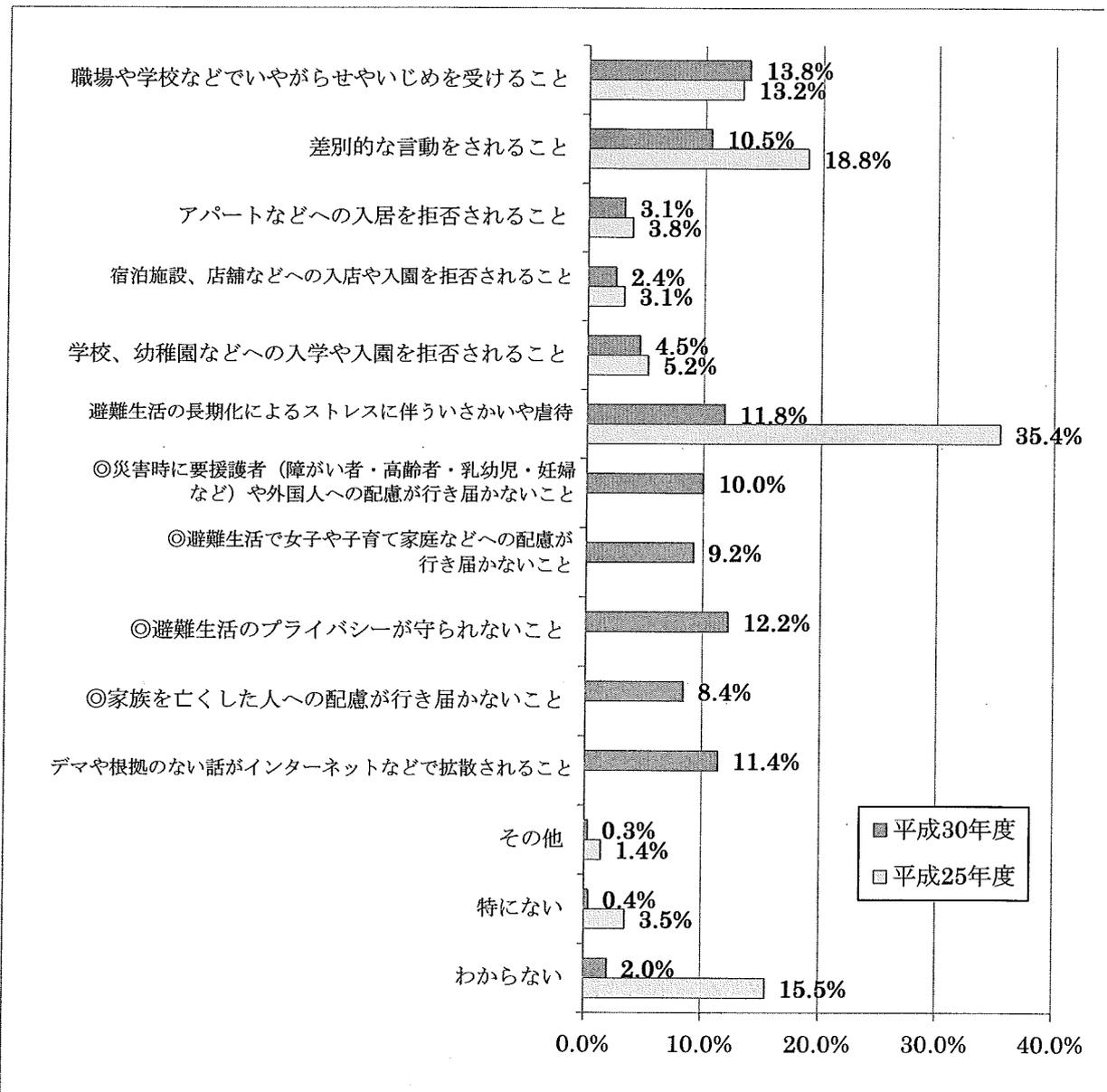
現状・課題

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の災害時要配慮者及び女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどが問題となりました。

また、福島第一原子力発電所の事故に起因する放射線被ばくに関して、偏見や根拠のない思い込みにより避難者に対し、いじめや差別など人権侵害が生じています。

「人権意識調査」では、「地震などの自然災害や、それに伴って発生した原子力発電所の事故により被災した方に、どのような人権問題が起きていると思いますか」という問いに対して、「職場や学校などでいやがらせやいじめを受けること」が13.8%と最も多く、「避難生活のプライバシーが守られないこと」が12.2%と2番目に多い回答となっていることから、今後もこういった災害時の人権侵害を防ぐため、今後も市民への継続した啓発に取り組む必要があります。

（問 35）あなたは、地震などの自然災害や、それに伴って発生した原子力発電所の事故により被災した方に、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答） ◎今回新たに追加した項目



資料：平成30年9月実施 野田市人権に関する市民意識調査報告書

取組の方針

災害時の人権侵害を防ぐため、市民への継続した啓発に取り組みます。
 災害時における対応について、要配慮者及び女性に対する十分な配慮を行います。

主な取組

- ・ 講演会のテーマに取り上げるなど、市民への啓発の推進
- ・ 避難所運営等に災害時要配慮者及び女性の意見等の導入

◎ その他（担当課：人権・男女共同参画推進課）

これまでに述べてきた人権課題の他にも「アイヌの人々」や「北朝鮮当局による拉致問題」などもあります。

国の動きとしては、平成 18（2006）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、また、平成 31（2019）年 4 月には、アイヌ民族を「先住民族」と初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

これらの課題においても、すべての人の人権を尊重し保障していくという視点に立ち、正しく理解するための教育・啓発活動の推進に努めます。

目標 （3）人権擁護の充実

施策の方向	①相談窓口の充実
	②人権侵害被害者への対応の充実

法務省人権擁護局の平成 30（2018）年度人権侵犯事件状況報告によると、新規受理件数は 19,063 件、前年比 2.4%の減少で、特徴としては、インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が 1,910 件、前年比 13.8%の減少と、前年に次いで過去 2 番目に多い件数でした。また、セクシャル・ハラスメントに関する事件数が、410 件、前年比 35.3%と増加しました。

私人等における人権侵犯事件では、住居・生活の安全に関する侵犯（相隣間におけるものなど）が 3,730 件と最も多く、次いで、学校におけるいじめ事案が 2,955 件、暴行・虐待（夫の妻に対する暴行、児童虐待など）が 2,749 件、強制・強要事案（夫の妻に対する強要、ストーカー行為など）が 2,281 件、プライバシー関係事案（インターネット等によるものなど）が 2,257 件、労働権関係事案（パワーハラスメント、労働基準法違反など）が 2,106 件と大きな割合を占めています。

また、「人権意識調査」においても、「あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という質問に 28.7%が「ある」と答えており、前回より 1.0%以上上昇しています。

（参照：P 7（問 3）のグラフ）

今後、一層複雑多様化していく人権課題に対して、実効性のある人権侵害の早期発見と救済を進めていくためには、市民がどんなことでも、気軽に相談できるよう相談窓口の更なる充実が必要です。また、人権侵害を受けた場合の救済制度について様々な機会を捉えて市民に周知するとともに、法務省の人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）との緊密な連携が必要です。

施策の方向 ①相談窓口の充実

現状・課題

市民の様々な悩みや相談に対応するために、人権擁護委員による人権

相談、専門カウンセラーによる女性のための相談、DV相談、家庭児童相談、子どもSOS、教育・いじめ相談、教育相談、心配ごと相談、職業相談、消費生活相談、法律相談、一般市民相談などの窓口を設けてそれぞれ相談を行っているほか、各担当窓口でも毎日相談を受け付けています。

なお、障がいのある人に関する相談については、障がい者支援課において総合相談を実施しているほか、相談支援事業者への委託による相談支援機能の強化、指定相談支援事業所による計画相談支援、障害児相談支援、基本相談支援の実施、「野田市障がい者団体連絡会」の協力により当事者関係者相談を実施し、適切な支援に取り組んでいます。

今後も市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

取組の方針

市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

主な取組

- ・ 市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携・充実
- ・ 市報や市ホームページ等による各相談窓口の周知

施策の方向 ②人権侵害被害者への対応の充実

現状・課題

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、人権を侵害された被害者からの相談や申告を受けた場合、直ちに法務局と協議し、必要な調査を行っています。

その結果、侵犯事実の認定がされた場合には、ケースに応じて、援助、要請、説示、勧告、告発などの救済措置を行っていますので、人権侵害を受けた場合の救済制度について、制度の更なる周知を図る必要があります。

取組の方針

人権侵害を受けた場合の救済制度について、様々な機会を通じて制度の更なる周知を図るとともに、人権侵害があった場合には、人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）と連携を図り、速やかな対応に努めます。

主な取組

- ・ 人権侵害を受けた場合の救済制度について、人権週間や人権擁護委員の日といった様々な機会を通じた制度の更なる周知
- ・ 人権擁護機関との更なる連携の強化
- ・ 市報や市ホームページなどによる人権相談窓口の市民への周知

目標 （4）計画の推進

1 推進体制

施策の方向	①全庁体制での取組
-------	-----------

施策の方向 ①全庁体制での取組

行政には、人権と関係のない部局はありません。あらゆる部局は市民の権利と密接に関係のある業務を行っており、公務の遂行に当たっては、一人一人の職員が人権尊重を基本とする認識・姿勢を持たなければなりません。

このような認識も踏まえて本行動計画の積極的な推進を図るため、市長を本部長とする「野田市人権施策推進本部」を中心として、全庁体制で相互に連携を密にしながら、法改正や状況の変化を見据えつつ、取組を進めます。

2 関係機関・団体との連携

施策の方向	①関係機関・団体との連携
-------	--------------

施策の方向 ①関係機関・団体との連携

本行動計画の推進に当たっては、施策の性格として広域的な展開が求められるものについては、国（法務省の地方機関としての地方法務局）、県、近隣市と連携をとりながら取り組むこととし、「千葉県市町村人権施策連絡会」における情報交換や合同研修会などの場を活用します。

また、現在、「柏人権擁護委員協議会野田部会」、「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」などの人権関係者、企業のほか、ボランティア団体など市民団体やNPOなどとの協力連携により、様々な機会を利用して積極

的に啓発事業を進めているところですが、今後も、人権や福祉について先進的な取組をしている団体や関係者などの情報を集め、新たな連携の検討や人権教育・啓発の手法の研究に努めます。

また、「公益財団法人人権教育啓発推進センター」の人権ライブラリー、人権啓発指導者養成講座などを積極的に利用するとともに、「一般社団法人千葉県人権啓発センター」の情報誌や講演会により千葉県内の人権に関する情報を得ていきます。

3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進

施策の方向	①誰もが分かりやすい言葉での教育・啓発
	②誰もが受け入れやすく興味を持てる教育・啓発
	③様々な機会を利用した教育・啓発

本行動計画は、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」の推進を目指し、野田市として市民ぐるみで取り組むための行動指針であり、市民が講演会などの事業・施策に積極的に参画し、また、人権施策に関する事業を必要に応じて利用できるよう周知に努めることが大切です。

「人権意識調査」では、「市では人権についての理解を深めていただくためにさまざまな取組を進めています。あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか」という問いでは、「学校や地域における人権教育の充実」が 22.7%と一番多く、次いで「市報や市ホームページでの啓発情報の充実」が 16.0%、「人権に関する相談体制の充実」が 13.3%となっており、学校や地域における人権教育の必要性や啓発活動の充実などが求められています。

（参照：P24（問37）のグラフ）

市では、今後も幅広い層の市民が事業・施策に参画し、また利用できるよう、市報やホームページなどを通じて積極的なPRを行い、資料や情報の提供に努めます。

本行動計画に盛り込まれた事業・施策を効果的に推進するためには、市民一人一人が自分自身や他の人の人権の大切さや、人権にかかわる各種の課題について正しく理解することが必要です。このため、人権教育・啓発を行うに当たって、次の点に留意しながら進めます。

施策の方向 ①誰もが分かりやすい言葉での教育・啓発

教育・啓発の対象者は全市民であり、子どもじんけん映画会や人権出前講座などを通じて、多様な年齢や職業の市民一人一人の生活の中に人権意識が根付くことを目標に、明確かつ簡易な表現での情報発信に努めます。

施策の方向 ②誰もが受け入れやすく興味を持てる教育・啓発

児童・生徒に向けた教育読本の作成などに当たっては、本行動計画の目的と内容を踏まえるとともに、それぞれの段階で興味を持って、気軽に読んでもらえるよう工夫をします。

また、講演会や講座などについては、より多くの市民が参加できるよう、一般向け講演会及び出前講座を実施しますが、更に内容を工夫します。

施策の方向 ③様々な機会を利用した教育・啓発

野田市では様々な行事が開催されており、これらの機会を利用して、特定の人々や団体だけでなく、これまで人権問題に関心のなかった人も教育・啓発事業に参加できるように工夫し、あらゆる人々がそれぞれの認識や理解に応じて人権意識を高めていけるよう努めます。

また、「柏人権擁護委員協議会野田部会」との連携により、特設の人権相談コーナーを設けるなどの手法により相談窓口と人権擁護委員の活動について一層の周知を図ります。

4 計画のフォローアップ及び見直し

施策の方向	①野田市人権施策推進本部による進行管理
	②野田市人権施策推進協議会への報告及び諮問

施策の方向 ①野田市人権施策推進本部による進行管理

本行動計画の事業・施策が適切に推進されているか、また効果を上げているかという点について定期的にフォローアップをしていくため、施策体系に基づき「野田市人権施策推進本部」が進行管理を行います。

施策の方向 ②野田市人権施策推進協議会への報告及び諮問

本行動計画の事業・施策について、定期的に又は適宜野田市人権施策推進協議会に報告し意見を求めます。

本行動計画は、計画期間の終了、又は必要に応じて見直すこととし、見直しに当たっては「野田市人権施策推進協議会」に諮問することとします。

パブリック・コメント手続の実施について

1 募集の趣旨

「野田市民憲章」「平和祈念碑」「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和都市宣言」等の理念や野田市総合計画等に基づく人権課題の解決を図るための施策として策定した現行計画が令和元年度で満了となることから、障がいのある人、同和問題、外国人に対する差別解消法の施行、性的少数者やインターネットを利用した人権問題などの新たな人権課題、また昨年度実施した「野田市人権に関する市民意識調査」の結果にみられる人権に対する市民の関心度や野田市の実態等を踏まえ、これまでの課題や施策を見直し、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」の素案がまとまりました。

そこで、策定にあたりお知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂くため、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号
「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

3 意見を募集する政策等の案

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）（素案）

4 政策等の案等の入手方法

◆市ホームページ内「パブリック・コメント」からダウンロード

◆文書閲覧

- ・市役所5階 人権・男女共同参画推進課（担当課）
- ・市役所1階 行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階 行政資料コーナー
- ・各福祉会館（谷吉、七光台、島、関宿）
- ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬）
- ・各図書館（興風、南、北、せきやど）
- ・生涯学習センター

5 意見の募集期間

令和2年1月8日（水曜日）から令和2年2月6日（木曜日）まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 児童家庭部人権・男女共同参画推進課 宛て ※2月6日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所5階 人権・男女共同参画推進課 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日及び日曜日を除く）
	◇意見投函箱 ○市役所1階 総合案内 ○いちいのホール1階 関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日及び日曜日を除く） ○各福祉会館、各公民館、各図書館、生涯学習センター 受付時間：各施設とも開館時間内 （休館日を除く）
◇ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7123-1074
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。

8 意見を提出する書式

意見提出用紙を用意していますのでご利用ください。

なお、人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問合せ先

児童家庭部人権・男女共同参画推進課

電話 04-7125-1111 内線 2577